

会

議

午前10時0分開会

議長（滝内久生君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、報告の件がありますので、係長をして朗読いたさせます。

庶務兼議事係長（中堀啓司君） 朗読いたします。

令和4年3月18日。下田市議会議長、滝内久生様。

発議者、下田市議会議員、矢田部邦夫、同、佐々木清和。

賛成者、下田市議会議員、進士濱美、同、沢登英信。

議第22号 令和4年度下田市一般会計予算に対する修正動議。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

続きまして、発議第4号 南伊豆地域広域ごみ処理施設の事業用地選定について誠意ある対応を求める決議。

上記の決議を下田市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

令和4年3月18日提出。

提出者、下田市議会議員、江田邦明。

賛成者、下田市議会議員、矢田部邦夫。

提案理由。

南伊豆地域広域ごみ処理施設の事業用地選定にあたり、市民との合意形成を図るため。

以上でございます。

緊急質問

議長（滝内久生君） また、1番 江田邦明君から、令和3年度林地開発許可（静岡県知事権限分）の公表内容について、緊急質問の申出がありました。

ただいまより議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第1委員会室にお集まりください。

ここで、暫時休憩します。

午前10時2分休憩

午前10時12分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

追加日程

議長（滝内久生君） 本日、下田市議会会議規則第14条の規定に基づき、1番 江田邦明君より、発議第4号 南伊豆地域広域ごみ処理施設の事業用地選定について誠意ある対応を求める決議の議案提出がありました。

この際、発議第4号を日程に追加することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

お諮りいたします。

発議第4号を日程2の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、発議第4号は日程第2の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることに決定いたしました。

追加日程

議長（滝内久生君） 次に、1番 江田邦明君から、令和3年度林地開発許可（静岡県知事権限分）の公表内容について、緊急質問の申出がありました。

江田邦明君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、発言を許すことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

お諮りいたします。

緊急質問を追加日程、発議第4号の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、緊急質問は、追加日程、発議第4号の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることに決定いたしました。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（滝内久生君） 日程により、過日、それぞれの常任委員会に付託いたしました議第10号 下田市指定金融機関の指定について、議第11号 下田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議第12号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について、議第13号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第14号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第15号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第16号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第17号 下田市立老人憩の家設置管理条例を廃止する条例の制定について、議第18号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第19号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議第20号 令和3年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、議第21号 令和3年度下田市下水道事業会計補正予算（第3号）、議第22号 令和4年度下田市一般会計予算、議第23号 令和4年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第24号 令和4年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第25号 令和4年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第26号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計予算、議第27号 令和4年度下田市介護保険特別会計予算、議第28号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計予算、議第29号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計予算、議第30号 令和4年度下田市水道事業会計予算、議第31号 令和4年度下田市下水道事業会計予算、以上22件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、江田邦明君の報告を求めます。

1番 江田邦明君。

〔産業厚生委員長 江田邦明君登壇〕

産業厚生委員長（江田邦明君） 産業厚生委員会審査報告。

本委員会に付託されました議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定いたしましたので報告します。

1. 議案の名称。

- 1) 議第18号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。
- 2) 議第20号 令和3年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)。
- 3) 議第21号 令和3年度下田市下水道事業会計補正予算(第3号)。
- 4) 議第22号 令和4年度下田市一般会計予算(本委員会付託事項)。
- 5) 議第24号 令和4年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算。
- 6) 議第26号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計予算。
- 7) 議第27号 令和4年度下田市介護保険特別会計予算。
- 8) 議第28号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計予算。
- 9) 議第29号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計予算。
- 10) 議第30号 令和4年度下田市水道事業会計予算。
- 11) 議第31号 令和4年度下田市下水道事業会計予算。

2. 審査の経過。

3月11日、14日、15日の3日間、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より井上市民保健課長、佐藤税務課長、土屋上下水道課長、鈴木環境対策課長、長谷川産業振興課長、佐々木観光交流課長、高野建設課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

併せて、関係議案に係わる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

- 1) 議第18号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

- 2) 議第20号 令和3年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

- 3) 議第21号 令和3年度下田市下水道事業会計補正予算(第3号)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

4) 議第22号 令和4年度下田市一般会計予算(本委員会付託事項)。

決定、賛成多数により原案可決。

理由、やむを得ない予算であると認めた。

5) 議第24号 令和4年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な予算であると認めた。

6) 議第26号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計予算。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な予算であると認めた。

7) 議第27号 令和4年度下田市介護保険特別会計予算。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な予算であると認めた。

8) 議第28号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計予算。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な予算であると認めた。

9) 議第29号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計予算。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な予算であると認めた。

10) 議第30号 令和4年度下田市水道事業会計予算。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な予算であると認めた。

11) 議第31号 令和4年度下田市下水道事業会計予算。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な予算であると認めた。

以上、委員長報告となります。

議長(滝内久生君) 産業厚生委員長は自席へお戻りください。

次に、議第22号については、沢登英信君から会議規則第105条第2項の規定によって、少数意見報告書が提出されております。

少数意見者の報告を求めます。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第22号 令和4年度下田市一般会計予算の少数意見の報告をさせていただきます。

提出者は、私、沢登英信です。賛成者は、佐々木清和議員でございます。

まず、4款2項6目を御覧になっていただきたいと思いますが、ごみ処理施設整備事業費、事業番号は2405広域ごみ処理施設整備事業でございます。この事業は1市3町で焼却炉等、中間施設を造り、運営していこうという事業であります。現敷根処理場を予定地として計画は進められておりますが、問題はこの建設地が確定したのではないということでございます。多くの市民が現在地の建設に疑問の声を上げているところであり、文教地区であり、住宅地区でもあり、環境や子どもたちへの健康が心配されているからであります。一部事務組合も設立されていないのに事業を進めるということでは、法的にも問題であろうかと思っております。

予算書の138ページを御覧いただければ分かりますように、この財源は1,851万6,000円、これは事業予定費の3分の1の補助を受けるんだと。そして、390万の起債をして、さらに2,007万6,000円の3町からの負担金を頂くんだと、こうなっているわけですが、これは市長の覚書によってこの負担割合は決めていると、こういうことですが、一部事務組合を設立するには、御案内のように、規約をつくり、各議会でその構成自治体の規約が承認がされると、こういうことをもって、各町村の分担金と負担金、出し分が決まってくるわけであり、にもかかわらず、首長が合意したからといって、それを根拠に予算措置するということは、これはやはり地方自治法、議会制民主主義の立場から考えましても、大きな疑問があると言わざるを得ないと思うわけであり、

そして、その事業の主なるものは、施設整備事業、施設整備基本計画策定業務委託、これは3分の1、国の補助金の対象になるというわけであり、660万円の地質調査の業務委託、PFI等導入可能性調査業務委託、そして、生活環境影響調査業務委託、これが合わせて5,555万円の主要な事業となっているわけであり、これらの事業は焼却炉の建設地が確定しなくては全く無駄になる予算ということになると思います。現在の敷根の処分場が確定をしたということであれば、意味があるかと思いますが、それらの建設予定地は予定地であって、確定したのではないと市長自ら明言をしているところがございます。こうい

うことから考えますと、建てられるかどうか分からないところの地質調査をなぜしなければならないのかと。当然それは確定してから行うべき事業である。

また、PFI等の導入可能性調査業務委託、これらも既に平成28年度から30年度、枠組みは違いますが、1市2町でPFIの検討はしてきているところでございます。それらの積み重ねを糧にしないで、新たにまた調査委託をするんだと。やはりこれらはどうあるべきかというのは自らの頭で、これに関わっている職員が自らの判断で結論を出していく、こういうことが必要だろうと思うわけであります。業者に頼めばいいんだというこの姿勢は、ごみ処理、観光地としてのこの下田のごみの処理体制をどうするかということから考えましても、安易に業者に委託して、結論を出してもらえばいいんだというような姿勢は改めていただかなければならないと思うわけであります。

また、生活環境影響調査業務委託、どういう判断が出れば、これをもって現敷根の焼却場の建設の可否を決定をすると、こう市長は言っているわけでありますが、その基準は何かと、どういう状態になれば建設予定地として適地なのか、あるいは、不適地なのかと。単に6項目だけの1年間の測定結果をもって、これを出そうというのが担当課長の答弁であったかと思えます。しかし、市長の答弁は、必ずしもそうではないと。人的や生活環境を含めまして、真摯に検討をしなければならないと、こういうことであれば、やはり焼却炉の建設地は幾つか候補地を挙げて、1市3町のそれぞれで候補地を挙げて、そして、本当にここが一番いいのか悪いのかを比較検討をするということが必要であろうと思えます。それらの作業は全くしないまま、下田市が事務局になったからといって、まさにこの指とまれと、この場所でどうかと、こういう提案をしていったということがこの議会の討論の中で明らかになったと私は思うわけであります。そういう当局の姿勢を改めていただくためにも、2405の広域ごみ処理施設の整備業務の予算は削除をし、より一層の検討を当局にお願いをすると、こういうことが必要であろうと思うわけであります。

次に、6款1項2目商工振興費でございます。企業誘致推進事業と、こう銘打っているわけでございますが、4052事業であります。三菱地所株式会社との連携協定によります旧樋村医院、ワーケーション拠点施設を貸付け、三菱地所株式会社が事業実施するものであります。しかし、この貸付料の内容におきましては、私の見解では60万円もの値引きをしまいであります。歳入の令和3年度予算は58万2,000円。失礼しました。決算額かと思えます。これに20万円を足して78万2,000円と予算上は歳入措置されているわけであります。39ページ、参考にあれなら御覧になってください。しかし、157ページの歳出で、ポータルサイト

利用料20万円を支出して、これを三菱地所と契約すると、こういうことで考えますと、まさに令和3年度と同じ、三菱地所の立場から言えば、58万2,000円で、その1億5,000万円を超える金額で建設をした樋村医院の支出が、貸付料がこの程度の金額でいいのかと。さらに、金額だけではなく、当初、市当局が予定したような目的を三菱地所株式会社が果たしているのかと、こういうことが問われなければならないと思うわけでありまして。3月を過ぎないと報告がもらえないので、現時点では三菱地所がどういう事業展開をしているのかも議会に報告ができないと、こういう答弁であったかと思うわけでありまして。中心的な事業の働き方改革、市政の企業誘致、活性化の事業だと、鳴り物入りで掲げた内容と実態が全く対応していないと。この事業も根本的にむしろ見直すべき課題の内容を含んでいるのではないかと、私はこう考えるものでございます。したがって、これらの是正を求め、議第22号 令和4年度下田市一般会計に当たっての少数意見の報告とするものでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 少数意見者は自席へお戻りください。

産業厚生委員長、登壇願います。

〔産業厚生委員長 江田邦明君登壇〕

議長（滝内久生君） それでは、産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

質疑ございますか。

2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 3点ほど。3353事業の鳥獣被害対策事業、予算書で言うと146、147になりますけれども、かねてから私も主張しておりますのは、捕った個体の処理の組織化、そういうものを要望しております。というのは、私の周りでも若い免許者は増えておりまして、私もできる限りの中でいろいろ手ほどきをしている部分もあるんですけれども、やはり一番の問題は捕った個体をどうしようかと。食べるにも限界がございます。配るにも限界がございます。中で、やはり一番に望まれるのは、どこかに持っていけば適切に処理してもらえるのであれば、どんどん捕れるのにねということです。それについては、決算特別委員会の中でも何かしらの検討が望まれるということを指摘していると思います。そこについて、どのような検討がされているのかということについてお尋ねします。

それから、2つ目は、4050商工業振興事業、予算書のページで言いますと154ページ、155ページになりますけれども、この空き店舗等活用創業事業あるいは空き店舗等有効利用推進業務委託等々になります。

下田市は、株式会社LIFULLと包括連携協定というものを結んでいるかと思います。令和2年度ではワーケーションのパフレットだったり、空き店舗利用あるいは地域課題調査、ワーケーション誘致、ワーケーションのポータルサイト等々、5つの業務委託をこの中で約1,200万円を委託しております。

では、令和3年度はこれら事業に対して、つまりは、ワーケーションあるいは空き家あるいは空き店舗、そういった対策について、株式会社LIFULLと令和3年度はどのような契約で、どのような成果を出したのか。そして、それに基づいて、令和4年度はどのような業務委託がされて、どのような成果を求める、期待するものなのかについての審議があったかどうかをお願いしたいと思います。

それから、もう1点、最後ですけれども、4380外ヶ岡交流館管理運営事業でございます。予算書ページで言うと162、163の部分になるかと思います。今年度、また新たにウッドデッキの部分に屋根をつける。昨年度は巨額をかけて1階の部分に屋根をつけました。ハード的には何か充実していったような気がしますけれども、ソフト的な部分でどこへ向かうのかと。ちょうど今朝の新聞にもみなとまちゾーンの道の駅の利活用についての記事が載っておりますけれども、伊東のマリントウンへ行きますと、もう毎週末のように何かしらイベントをしております、非常ににぎやかです。食べ物も売店もたくさんあります。温泉もあります。この下田の道の駅、開国下田みなとはどこへ向かうのかと、十分に利活用されているという認識でいるのかどうか、その辺について、この予算と絡め、どのような審議があったのかを教えてください。

以上、3点です。

議長（滝内久生君） 委員長。

〔産業厚生委員長 江田邦明君登壇〕

産業厚生委員長（江田邦明君） 中村議員からの3つの質問にお答えさせていただきます。

まず、資料の146、147ページでございます鳥獣被害対策の改善ということでございますが、本年度につきましては、新たな試みということで、下田市単独だけではなく、南伊豆町と共同でこの事業を推進していくという事業説明をいただいております。

また、これまでの鳥獣の利活用という面では、伊豆市の処理施設のほうを視察をされたということで、実際、その施設の運営自体は赤字ということで、その赤字を解消するために、新たな残滓を溶かす仕組みを活用することで、残滓の減少に取り組んでいるということで、なお、この施設自体、公営ということで、視察の結果としては、公営での運営は難しいとい

う報告をいただきました。また、委員からは、活用が難しい面もございますが、引き続き研究等を重ね、鳥獣の残滓活用を要望するという要望が上がりました。

次に、2点目の154、155、空き店舗並びに次ページのワーケーションに関連しての御質問かと思われまます。

まず、空き店舗の関係ですと、令和4年度、2件の事業がございます。空き店舗等有効活用推進業務委託と空き店舗等活用創業支援事業補助金ということで、まず、2つ目の支援事業補助金につきましては、昨年度実施しました空き店舗83店舗の有効活用ということで、空き店舗を活用した事業者に対して、新規に補助金を助成するといった意味合いのものでございます。

次に、1点目の有効活用推進業務、こちらにつきましては、令和2年度の83件の調査結果に基づきまして、新たに空き店舗ツアー等を実施し、空き店舗の有効活用を図っていくといった意味合いの事業という報告をいただきました。業務委託先については、すみません、この2点の事業については、特段委員からの質疑はございませんので、当局からの答弁もございませんでした。

関係するワーケーション事業におきましては、ページでいきますと157ページ、事業創出マッチングイベント実施業務委託、こちらにつきましては、中村議員御指摘の株式会社LIFULLさんのほうの随意契約ということでございましたが、今年度につきましては、株式会社LIFULL以外との契約も視野に受けて、この事業の予算化を図られたということで報告をいただいております。

あと、ワーケーション事業の成果等につきましては、決算審査特別委員会等の中で報告ということで、ただ、事業実施に当たりましては、情報発信の強化を進めていくであったり、現在、ポータルサイト等で掲載されている情報が新鮮ではないので、新鮮な情報を発信するよう委員からの要望が上がっております。

樋村医院の関係は質問にございませんでしたので、事業番号の企業誘致推進事業に関するワーケーションの御質問については、以上でございます。

次に、3点目の163ページ、外ヶ岡交流館管理運営事業に関しまして、どこに向かっているかということで、本委員会の中でも質疑がございました。

まず、本資料でいきますと、69ページのみなとまちゾーン活性化に関連してということで委員から質問がありました。当局からの答弁の中では、当初計画にございました下田市漁協の魚市場改修事業もなくなった中で、当初の計画からは大きく方向性が変更されているとい

う御回答をいただいております。

ウッドデッキ予備費については、あくまで感染症対策、屋内の密を防ぐために、新たなデッキという空間を活用したいということで、今回、3基のオーニングを設置ということで、風等の影響も考慮した中で、常設のものを設置するという報告をいただきました。

あと、将来性の部分につきましては、みなとまちゾーン活性化協議会、こちらの報告については、所管が総務文教委員会の企画ということで、本委員会の中では、特段その点については質疑がございませんでしたが、外ヶ岡交流館の修繕等を重ねていく中で、この管理運営を実施していただきたいという委員の報告にとどまっております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） ありがとうございます。株式会社LIFULLさんとの包括連携協定の部分で再度質問しますけれども、LIFULLさんの運営するサイトで、空き家検索のサイトあるいは空き店舗検索のサイトがございますけれども、ここに下田市の物件は両方ともゼロなんですね。そういうところの御指摘はございましたでしょうか。

議長（滝内久生君） 委員長。

〔産業厚生委員長 江田邦明君登壇〕

産業厚生委員長（江田邦明君） すみません、空き店舗のほうについては、委員からの指摘はございましたが、157ページ記載のワーケーション情報発信業務委託の中で、株式会社LIFULLのホームページにあるライフフルマッチングというページがございます、そちらに下田市の情報であったり、補助制度等の記載がないということで、包括連携協定に基づき、改善を図るよう委員から指摘がございました。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 11番 進士為雄君。

11番（進士為雄君） ちょっと委員長の説明に1つ補足しておきたいんですけども、ジビエの関係については、応援隊の方もかなり積極的に考えていると。ジビエ料理とか、そういうことだろうと思いますけど、その辺の発言が当局のほうからあったということだけは、ちょっと付け加えておきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（滝内久生君） ほかにありませんか。

9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） 1点伺います。下水道絡みの案件でございますが、ただいま私の手元に国交省の水道部下水道事業課企画専門官からの県に対する通達事項が来ておりますが、一昨年、1年半前ですね、これね。その中で、下水道事業における収支構造の適正化に向けた取組の推進についての留意事項という内容でございますが、私、今朝見たばかりでありまして、御質問いたします。

この中に、やはり全国的に下水道の収支構造が芳しくないということで、国交省も懸念して、その収支の改善に取り組んでほしいということを知事宛てに出しているわけですね。さらに、県知事から各自治体に同様の内容が伝えられて、周知していただくようとなっておりますんですけども、内容について、ちょっと委員会の中で恐らく説明があったんだろうと思います。この資料を配られたんだろうと思いますが、御質問いたしますが、この中で、経費の回収率が下田市はとりあえず基準からセーフだと。もう少しマイナスではないということではありますが、1点だけ、この中から欠如してマイナスの部分が1点指摘されております。使用供用開始が30年以上経過しているにもかかわらず、使用料単価が150円未満、立方メートル未満である場合は、これ、適正化について検討しなさいと。下田市の場合は134.5円でございますから、1割ほど料金は安いんですね。これはこれで、あ、そうかという部分ではございますけども、これについてのこれが基準から外れた場合は、社会資本整備総合交付金の重点配分の対象としないということになっておるんですけども、下田市の場合は、この重点配分から外されているということですか。そういう説明があったのであれば、御説明をお願いいたします。

また、収支の適正化に向けた改善の報告を欲しいというふうに、県あるいは国が求めているわけなんですけど、これが行われていたのかどうか、議論、質疑等があったらお知らせください。

議長（滝内久生君） 委員長。

〔産業厚生委員長 江田邦明君登壇〕

産業厚生委員長（江田邦明君） ただいま進士濱美議員の御指摘の点についてお答えさせていただきますが、総務文教委員会の委員の皆様配られたこの資料でございますが、この資料につきましては、本定例会の委員会を一旦閉じ、産業厚生委員会協議会での資料ということで、このことに対する委員長の発言が許可されるのか、議長にお尋ねいたします。

議長（滝内久生君） 協議会における審査過程については、許可しません。

委員長。

〔産業厚生委員長 江田邦明君登壇〕

産業厚生委員長（江田邦明君） すみません、進士濱美議員からの質問については、協議会での資料配付、それに対する質疑ということでしたので、ここでの発言は控えさせていただきますが、令和4年度下田市下水道事業会計予算の中で、やはり資料の89ページ、他会計負担金の一般会計負担金5億1,300万という部分については、これまでも各委員から指摘があったとおりでございます。そのことにつきましては、当局からはですね、この資料の95、105ページでございます、下田市公共下水道事業経営戦略計画策定業務委託並びに105ページの下田市公共下水道事業ストックマネジメント経営基本計画策定業務委託、これらの委託事業の中で、現在と将来を比較し、公営企業会計の戦略を行っていくという当局からの回答がございましたので、補足で説明をさせていただきます。

以上です。

議長（滝内久生君） 9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） 再度確認いたします。協議会の内容ということでしたから、それはそれで、また改めて伺いますが、そうしますと、正式な委員会の中では、ここまで説明あるいは質疑がなくてということによろしいでしょうか。再度確認いたします。

議長（滝内久生君） 委員長。

〔産業厚生委員長 江田邦明君登壇〕

産業厚生委員長（江田邦明君） 進士濱美議員御指摘のとおり、この国交省企画専門官からの事務連絡につきましては、委員会協議会の中での当局からの報告ということで、今後、この資料に基づき、所管の委員会の皆さんと協議を進めていきたいという内容でございます。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

産業厚生委員長は自席へお戻りください。

沢登英信君、登壇願います。

〔13番 沢登英信君登壇〕

議長（滝内久生君） 次に、議第22号に対する少数意見者の報告に対し、質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑がないものと認めます。

これをもって、議第22号についての少数意見者に対する質疑を終わります。

少数意見者は自席へお戻りください。

ここで休憩したいと思います。11時10分まで休憩します。

午前10時56分休憩

午前11時10分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、総務文教委員長、中村 敦君の報告を求めます。

2番 中村 敦君。

〔総務文教委員長 中村 敦君登壇〕

総務文教委員長（中村 敦君） 総務文教委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告
します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第10号 下田市指定金融機関の指定について。

2) 議第11号 下田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第12号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について。

4) 議第13号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

5) 議第14号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

6) 議第15号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について。

7) 議第16号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て。

8) 議第17号 下田市立老人憩の家設置管理条例を廃止する条例の制定について。

9) 議第19号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。

10) 議第22号 令和4年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

11) 議第23号 令和4年度下田市稲梓財産区特別会計予算。

12) 議第25号 令和4年度下田市公共用地取得特別会計予算。

13) 議第26号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計予算(人件費)。

14) 議第27号 令和4年度下田市介護保険特別会計予算(人件費)。

15) 議第28号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計予算(人件費)。

16) 議第30号 令和4年度下田市水道事業会計予算(人件費)。

17) 議第31号 令和4年度下田市下水道事業会計予算(人件費)。

2. 審査の経過。

3月11日、14日、15日の3日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より鈴木会計管理者兼出納室長、須田総務課長、斎藤福祉事務所長、平井防災安全課長、鈴木企画課長、日吉財務課長、高野建設課長、佐藤税務課長、糸賀学校教育課長、平川生涯学習課長、白井監査委員事務局長、永井議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

併せて、関係議案に係わる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第10号 下田市指定金融機関の指定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、適正な指定であると認めた。

2) 議第11号 下田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

3) 議第12号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、適正な条例制定であると認めた。

4) 議第13号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

5) 議第14号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

6) 議第15号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の

制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

7) 議第16号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

8) 議第17号 下田市立老人憩の家設置管理条例を廃止する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例制定であると認めた。

9) 議第19号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

10) 議第22号 令和4年度下田市一般会計予算(本委員会付託事項)。

決定、賛成多数により原案可決。

理由、やむを得ない予算であると認めた。

11) 議第23号 令和4年度下田市稲梓財産区特別会計予算。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な予算であると認めた。

12) 議第25号 令和4年度下田市公共用地取得特別会計予算。

決定、賛成多数により原案可決。

理由、やむを得ない予算であると認めた。

13) 議第26号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計予算(人件費)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な予算であると認めた。

14) 議第27号 令和4年度下田市介護保険特別会計予算(人件費)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な予算であると認めた。

15) 議第28号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計予算(人件費)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な予算であると認めた。

16) 議第30号 令和4年度下田市水道事業会計予算(人件費)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な予算であると認めた。

17) 議第31号 令和4年度下田市下水道事業会計予算(人件費)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な予算であると認めた。

以上、報告とします。

議長(滝内久生君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。

質疑ございますか。

10番 橋本智洋君。

10番(橋本智洋君) 議第25号の中で、賛成多数により原案可決とございます。これ、反対意見はどのような反対意見があったか、具体的にお聞かせ願いたいと存じます。

議長(滝内久生君) 委員長。

〔総務文教委員長 中村 敦君登壇〕

総務文教委員長(中村 敦君) どのような反対意見があったということで、まず、取得はいいが、維持管理費用はどこから出るのか。その具体的な提示がない。あるいは、公園整備まで9億円程度、マックスで9億円程度という概算が当局から出ておりますけれども、解体だけで9億円はかかると思うという意見もございました。そうすると、全部で15億円ぐらいかかるのではないかとという反対意見がございました。

また、移転登記についての費用がかかるのではないかとという意見もございましたが、これについては、嘱託登記でやる場合には登録免許税は非課税となるため、登記は無料でできるのだということを委員会で確認したところです。

また、放っておけば、そのうち、国や県がやるのではないかと、国庫帰属という部分についても御指摘がありましたけれども、これについては、当局のほうから明確に否定されまして、そのようになることは永久にないということで、委員会としては認識しました。

それから、この物件については、過去、様々なその売買がされる中で、トラブルにも発展した事例もあるのではないかと、そして、そのようなものを市が買っていいものかという御指摘もございました。それについては、トラブルが過去あったようであるという認識を当局は持っておりますけれども、ただ、それが解決した中での今の所有者と抵当権が存在し、

そして、こたびの破産手続において、下田市が100万円の取得で手を挙げるということは、それらの抵当権も全て抹消する。そして、純粋に下田市が所有者になろうという手続になるので、過去のことに触れる必要はないという認識で委員会としても納得いたしました。

これら、今言ったような反対意見ございましたけれども、やはり総務文教委員会としては、市民の生命、財産、景観、環境、そういったものを守ると。そこが一番大事なんだということでの認識の中で、賛成多数ということになりました。

以上です。

議長（滝内久生君） 補足説明ですか。

5番（矢田部邦夫君） 今、委員長の発言がございました反対意見の中で、ちょっと変な発言があったけど、そういう発言が本当に出たのかどうか。県と市に。

議長（滝内久生君） 補足説明ですので、質疑ではないですよ。

5番（矢田部邦夫君） 質疑というか、訂正をお願いしたいということです。誰が発言したのか。放っておけばという表現がありましたけど、それ、ちょっと適切ではないと私は思っているんですよ。

議長（滝内久生君） 委員長。

〔総務文教委員長 中村 敦君登壇〕

総務文教委員長（中村 敦君） 放っておけばという言葉は訂正し、放置しておけば国の所有となりというような発言がございました。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかにありますか。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 予算書の9ページに中学校解体事業ということで、この地方債310万円を借りて、350万円で稲梓中学校を解体すると、こういう予算が出されているわけですが、稲梓中学校だけではなくて、下田東中学校もあるわけで、学校跡地をどのようにしていくのかということは、やはり議論をしていただいて、今議会で一定の方向づけというのが必要ではないかと思うわけです。どうして稲梓中学校は解体をするのかという点ですが、やはりその利用計画をきっちり立てて、市民にも知らせ、あるいは、他市の例ですと、民間の人にも学校を活用していただいけませんかと、こういう発信をしているところも少なからずあるかと思うわけですが、下田市の教育委員会は何でそのような議論をしないのかと。あるいは、そういう観点からの委員会での質問があったかどうかをお尋ねをしたいと思うわ

けであります。

それからなお、庁舎の建設と同時に、かつては図書館の新築、改築でしょうか、新築等が議論がされてきたと思うわけですが、この図書館の新築等については、この委員会の中でどのように議論がされたのか、全くされてこなかったのか、併せてお尋ねしたいと。

それから、本会議の中で、この議第17号の下田市老人憩の家の設置管理条例が廃止になるわけですけど、その底地は国の所有だということで、道路に面しているわけではありますが、ここの道は、御案内のように、都市計画法上の道路として拡幅をしていこうという計画もあると思いますし、本会議で言いましたように、貯水槽も道路の下にはあると、こういうところでございますので、国に返すという方向ではなくて、やはり市がその土地を取得をするということが、私はむしろグランドホテルよりこっちのほうが緊急だと思うんですけども、そういう議論、提案を本会議でしましたけども、委員会の中でどのような議論が進められたのか、併せてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

議長（滝内久生君） 委員長。

〔総務文教委員長 中村 敦君登壇〕

総務文教委員長（中村 敦君） 稲梓中の解体についてです。まず、稲梓中を他に先行して解体するという理由なんですけれども、これは築が昭和37年で、一番古い中学校になっているということで、まず安全対策という観点から、一番最初にやるのだと。そして、それは下田市公共施設等総合管理計画の公共施設の削減目標にも沿う形である。かつ新中学校を建築というか、改築した際に、公共施設等適正管理推進事業債という起債を活用しておりますけれども、そのときの条件として、5年以内に所有する施設の面積を減少させるという条件もついておりまして、そこにも合致するものであるので、稲梓中学校を解体するものです。ただ、その後の利用については、これからの議論になるかと思います。特に委員会での審議はございませんでした。

それから、老人憩の家については、その土地云々についての審議は委員会ではありませんでした。当局の説明どおりということです。

それから、図書館についても、質疑は残念ながらございませんでした。

以上です。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 確認になりますけど、そうしますと、この稲梓中学校の解体に伴う下

田東中学校をどうするのかというような議論は、全く教育委員会からも、委員会の中からも意見が出てこなかったと、こういうことだったのでしょうか。

それから、やはり学校の解体等は、地元の人たちが大変な思いをして、学校を市だけではなくて建設してきたと、こういう経緯から言えば、310万円のこの金を借りるために、あるいは、市が造った公共施設の管理のために、そこにこう書いてあるから、それで解体していいんだと。やはりそういうものじゃないんじゃないかと思うんです。地元でちゃんと訳を言って諮ると。そして、活用の方法はないかと。それに今までそこに生徒がいたのに、明日からあたかもその施設、校舎が崩れるような捉え方をすること自身が、私はおかしいんじゃないかと思うんです。本当に老朽化して、一日も早く解体しなきゃならないような施設なのかどうなのか、そういう観点からの検討を委員会としてしたのでしょうか。再度お尋ねします。

議長（滝内久生君） 委員長。

〔総務文教委員長 中村 敦君登壇〕

総務文教委員長（中村 敦君） まず、東中ですけれども、廃止された時点で普通財産となり、しかし、学教の管理であることに変わらず、これから活用については公有財産有効活用検討委員会のほうで協議していくことになるわけですけれども、それは稲梓中の跡地も、稲梓中も体育館は残りますので、グラウンドと併せて、今後、どういう検討をしていくかということの方針を、今、まとめているような状況であると。もちろん委員会としては、有効な利用を検討するということをお願いしたところです。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかにありませんか。

6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） おはようございます。グラウンドの買取りについてお尋ねいたします。

グラウンドホテルの買取りは、昨年12月の議会において、買取りの提案は否決されたものですが、今回、改めて買取りの提案がなされた理由はどういうところなんでしょうか。市民に理解できるような説明が委員会の中であったのかということをお伺いしたいということ。

それから、旧下田グラウンドホテルは、市の調査でも老朽化が進行して、自然災害、とりわけ台風など自然災害、それから南海トラフですね、想定される大地震には崩壊の危険性が極めて高いとされています。この危険な建物を取得することによって、直ちに崩壊の危険性に

対する対策を実施する責務が発生すると思うんですけども、市は解体すると言っていますが、数億円の解体費用、直ちに捻出しなければいけないと思うんですけども、直ちに解体が実施することができるのか、どうでしょうか。市民も不安に思っているところがあると思って、そういうお話が委員会の中で出なかったのか。それから、解体はどのような計画で実施していくのかというような内容の討議もされたのでしょうか。もしあれば、その計画などが提示されて検討されたのか、お答えください。

それから、既に述べたとおり、崩壊の危険性が極めて高い。これは市当局が主張しておりますが、8階建ての建物を取得した時点から下田市が管理責任が発生するわけですけども、今議会で、たしか私も指摘したと思うんですが、維持管理の必要性が出てくると思うんですが、そのとき、市当局が買い取った後は、直ちに追加の予算で維持管理費を追加予算という答弁をされておりましたけども、崩壊の危険性ですね、最低限に抑えるために必要な管理をする費用はどの程度かというような議論がなされたのかどうか、お伺いしたいと思います。

最初、昨年12月提案では、住民の安全並びに景観上の理由から買取りをという提案でしたし、当局からは。今回の提案では、公園用地、災害時の避難場所の用地ということで、内容が少し変わってきまして、整備するために買取りということですが、そのための整備費が10億円近くということで資料を提出いただいたんですが、これ、現在の市の財政状況からいって、相当無理な計画だと思うんですが、そういう議論は委員会の中でなかったのでしょうか。その辺をお伺いいたします。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 委員長。

〔総務文教委員長 中村 敦君登壇〕

総務文教委員長（中村 敦君） まず、12月で否決されたものをなぜ再度上程してきたかという部分については、当局の議会での説明以上のものを問うことはございませんでした。

解体費については、参考ですけれども、市内の某不動産会社が11年前に見積りを取っており、その金額が1億3,000万円であったと。公共事業となりますので、もう少し大きなものになるでしょうけれども、参考までに、そのような数字が示されております。

いつやるのかということについては、これから基本構想、基本計画、実施設計ということになると思いますので、平時の利用、それから防災機能、併せて基本構想を、令和4年、5年のうちに基本構想を策定したいという当局の意向を確認したところです。

崩壊のリスクについて、当面の維持管理費は幾らかということについては、その部分に

については質疑は及んでおりません。

それから、そもそもが景観上悪いから、買い取って取り壊すのだというところから、防災公園になるということが後から出てきたと。目的が変わったんじゃないかという御指摘かと思いますがけれども、その論法での質疑はございませんでした。ただ、総務文教委員会としては、先ほども言いましたが、やはり納税者に対して公共の利益、市民サービスの向上、そのために税金を使うという部分において、生命、財産、景観、環境を積極的に守っていくという部分において、グランドホテルを買って壊すと。壊すからには、もちろん有効に利用しましょうと、その土地をどうやって使いましょうという議論の中で、平時の市民の憩いの場であったり、あるいは、いざというときには防災機能も有する公園にするのだという後づけの理論として納得しております。

以上です。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） ありがとうございます。再度の確認ですが、整備費、関連費用10億円近くの提示がされておりますが、私的にはもう少しかかるのではないかとと思いますが、最後の問合せなんです、その財政状況、市の財政状況からいって、無理なんではないかというような意見が出て、討議がされたのかどうか、その辺だけ教えていただければと思います。

以上です。

議長（滝内久生君） 委員長。

〔総務文教委員長 中村 敦君登壇〕

総務文教委員長（中村 敦君） それについては審議されました。人口が減少していく、税収も減っていく中で、そのような事業をやるのかと、やれるのかという部分です。やらなくてはいけないことをやっていかななくてはいけないのだという認識になるかと思えます。いずれ壊れるということは認識のとおりであって、では、今、財政が今も苦しい。人口減になって税収も減ったら未来はもっと苦しい。20年後、30年後に、少し風が吹いただけで崩れてくるようなものを放置して、今、放置していいのか。その危険を誰が除去するんだ、20年後、30年後に。過去に議会に2回出したが否決されたのだと、そういうことになりますね。だから、もうそれについては時間も労力も市はかけないのだよということになるのかと思えます。いずれやらなければいけないことを持ち越すことは正しいことではないと思えます。逆に今から、将来よりも、今、少しでも財政がいいのであれば、今から手をつけておけば、20年後にはきれいな桜が咲いているんじゃないでしょうか。当時の議会はよくやってくれたという

のではないのでしょうか。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。お疲れさまでした。

次に、議第22号 令和4年度下田市一般会計予算に対して、矢田部邦夫君及び佐々木清和君から、お手元に配付しました修正案が提出されました。提出者の説明を求めます。

5番 矢田部邦夫君。

〔5番 矢田部邦夫君登壇〕

5番（矢田部邦夫君） それでは、修正案の説明をさせていただきます。皆さんのお手元に2部届いていらっしゃると思いますけども、こちらの薄いほうから御案内させていただきます。

令和4年3月18日。下田市議会議長、滝内久生様。

発議者、下田市議会議員、矢田部邦夫、同、佐々木清和。

賛成者、下田市議会議員、進士濱美、同、沢登英信。

議第22号 令和4年度下田市一般会計予算に対する修正動議。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

次のページをお開きください。

1ページ、議第22号 令和4年度下田市一般会計予算に対する修正案。

議第22号 令和4年度下田市一般会計予算の一部を次とおり修正する。

第1条中、「110億4,000万円」を「109億9,750万8,000円」に改める。

第1表 歳入歳出予算の一部を次のように改める。

まず、歳入から説明申し上げます。

15款国庫支出金16億5,148万1,000円を16億3,296万5,000円に改めるものですが、これは1,851万6,000円の削除をして、修正するものです。後ほど説明をします。

それから、2項国庫補助金、これは6億562万9,000円を5億8,711万3,000円に改めるものです。

21款、これは1億8,051万5,000円を2,007万6,000円を削除して、1億6,043万9,000円に修

正するものです。21款5項の雑入1億6,782万5,000円を1億4,774万9,000円に、同じく2,007万6,000円を削除して、修正するものです。

それから、22款市債、これは8億1,270万円を390万円削減して、8億880万に修正するものです。22款の1項市債、同じ金額になります。

トータルの合計が110億4,000万円を、このトータルの削除する分を差し引くと、109億9,750万8,000円と修正するものです。

それから、歳出へ行きます。

総務費、これは16億5,559万1,000円を2,100万円削減し、16億3,459万1,000円に修正するものです。

2款1項総務管理費10億7,770万8,000円を2,100万円削除して、10億5,670万8,000円に修正するものです。

4款衛生費、これは11億4,108万6,000円を、後ほど説明しますが、5,660万7,000円削除して、10億8,447万9,000円に修正するものです。2項清掃費、これは6億2,530万5,000円を5億6,869万8,000円に修正するものです。

12款の予備費、これは8,000万円を削除して、1億1,511万5,000円に改めるものです。これ、予備費、後で説明します。12款1項の予備費ですが、同じような金額になります。

歳出合計は110億4,000万円、4,249万2,000円を削除して、109億9,750万8,000円に改めるものです。

それから、2ページをお開きください。

債務負担行為の一部を次のように改める。これは生活環境影響調査業務委託料、歳入歳出予算の修正に伴って、債務負担行為を削除するものです。これは後ほど説明しますが、13ページに掲載されております。

それから、3ページ、第3表の地方債の一部を次のように改める。

広域ごみ処理施設整備事業390万を削除することによって、合計が8億1,270万円を8億880万円に修正するものです。

こちらの今度、表に移りますけども、こちらをちょっと御覧になってください。

議第22号修正案説明資料、令和4年度下田市一般会計予算修正に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書、1、総括、歳入、これは15款のところを見ていただきたいんです。国庫支出金、先ほど説明しましたが、16億5,148万1,000円を16億3,296万5,000円に改めるものですが、5ページの1,851万6,000円の削除する分は、6ページの2節廃棄物処理施設整備

事業1,851万6,000円が該当してきます。

それから、21款の諸収入、これは1億8,051万5,000円を2,007万6,000円削除して、1億6,043万9,000円に計上するものですが、これは5ページの21款5項のところに掲載されておりますので、後で御覧ください。2,007万6,000円削除する分ですね。ごめんなさい、ページ数が間違いました。8ページです。8ページの14節です。2,007万6,000円となります。

それから、22款市債、これは8億1,270万円を390万円削除して、8億880万円に修正するものです。これはやはり同じく8ページの22款1項の1節、ここに広域ごみ処理施設整備事業390万円と記されていますので、後ほど御覧ください。

歳入合計につきましては、110億4,000万円を109億9,750万8,000円に修正するものでございます。

次、歳出について説明をいたします。

2款の総務費ですが、16億5,559万1,000円を、これは10ページの2,100万円を削除して、16億3,459万1,000円に修正するものです。

それから、衛生費、これは11億4,108万6,000円を、10ページの4款2項6目の2405広域ごみ処理施設整備事業5,660万7,000円を削除して、10億8,447万9,000円に修正するものです。

予備費につきましては、8,000万円を、これは9ページ、10ページ、9ページのところを見ていただければ分かりますけれども、2款1項16目の2,100万円、それから、広域ごみ処理施設整備事業の1,411万5,000円を合わせた3,511万5,000円が削除されるわけですね。そのように見ていただければお分かりいただけると思います。

歳出合計につきましては、110億4,000万円を109億9,750万8,000円に修正するものです。

それから、今度は11ページに飛びます。

これは12款の予備費の件ですが、新庁舎など建設対策費の一部財源の2,100万円、先ほどちょっと触れましたけども、それとごみ処理施設整備事業1,411万5,000円を予備費に充当したものです。削除した分ですね。金額的には12款1項1目8,000万円を1億1,511万5,000円に修正するものでございます。

13ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額などに関する調書です。これにつきましては、10ページに掲載されております。中間くらいですね。12節生活環境影響調査業務委託料として3,025万円は削除し、修正するものです。内容につきましては、6,050万円を削除して、

3,025万円も同じく修正して、合計31億629万7,000円を30億7,604万7,000円に修正するものです。

最後、ここを御覧になっていただきたい。15ページです。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書については、衛生費、ごみ処理施設整備事業390万円は削除していますので、修正をさせていただきました。これは8ページに掲載されていますかね、390万円。

以上で、修正動議の説明は終了させていただきます。

続きまして、私の修正動議を出した旧稲生沢中学校校舎改修工事設計業務委託、新庁舎設計業務委託を削除する理由について、御説明をさせていただきたいと思います。

全ては令和2年11月6日、新聞紙上で新庁舎建設事業を延期と発表したことの判断ミスにより、やらなくてもよい事業をやらざるを得ない事業にしたことが、後の事業に大きな負担となっていくと私は思っています。

このたびの稲生沢中学校校舎改修工事設計業務委託2,000万円、新庁舎設計など支援業務委託100万円については、令和3年11月19日の全員協議会で調査結果の報告があり、今年の1月12日に新庁舎建設における先行移転方針について、現庁舎の耐震補強と中学校校舎改修規模、コストが示されました。後、1月24日に意見交換会があり、席上、私は市長による説明を求めましたが、無視され、2月18日の全員協議会において予算計上の話が出てまいりました。あまりに内容が伴っていない拙速過ぎる進め方に戸惑っております。これまでに一度として市民に向けた説明、問いかけはありませんでした。市長は議会へ予算計上を提示する前に、必ず市民に向けたパブリックコメントを行うとか、市民と語る会を文化会館で開催するとか、また、広報しもだに掲載することもなく、当初予算に計上されました。私はとんでもない話で、市民をないがしろにしたやり方に憤りを感じるとともに、議員として市民の方々に責任を果たせなく、申し訳なく思っております。

今後、予算が可決すれば、中学校改修工事に約5億8,000万円、仮議場に約3,000万円、合計約6億1,000万円の工事費用がかかります。新庁舎建設を位置条例で決定している場所に建設するのだから、6億1,000万円は全て新庁舎建設に使うべきだと考えております。中学校の耐用年数は20年とされ、後は新庁舎の横へ建てるような話も聞きます。全く先を見据えたことを考えない無駄な計画で予算計上されたとは私は思っています。

よって、新庁舎設計など支援業務委託と稲生沢中学校校舎改修工事設計業務委託は関連性があるため、トータルで考え、予算計上は予備費へ繰り入れるべきだと考えております。

以上で、私の説明を終わります。

議長（滝内久生君） 矢田部議員は自席へお戻りください。

次は、提出者、佐々木議員、登壇願います。

〔 6 番 佐々木清和君登壇 〕

6 番（佐々木清和君） それでは、焼却場関係の予算についての説明をさせていただきます、修正の。沢登議員の意見と重複するところもあると思いますが、提起させていただきたいと思います。

修正点は、経費5,660万7,000円を減額するものですが、計数はお配りした資料のとおりでございます。矢田部議員が説明いたしましたので、省略いたします。

修正理由について、以下、述べさせていただきますと思います。

下田市の一般会計で南伊豆広域ごみ処理計画に関連する予算を減額する理由について、説明をさせていただきます。

1、令和4年度の一般会計で計上されている基本計画策定、地質調査、生活環境調査など、これらのいずれも南伊豆広域ごみ処理計画に関する事務事業であります。下田市の公金をもって事業を実施することは、不当な予算計上であると思います。

2、昨年11月に結ばれた1市3町の覚書でも、一部事務組合を設立して事業を実施することが確約されています。当然前記の事業は一部事務組合で実施するべきものであると思います。

3として、市長はこれまで、1市3町のごみ焼却施設の建設場所については、環境アセスの結果によって、市民と合意の上、決定するということを公約してまいりました。今回、提案されている生活環境調査は、約2か年の債務負担で設定され、総額で6,000万円を超える莫大な費用を要するものであります。仮に環境アセスの結果、建設地が不適地となった場合には、莫大な損害を市民に与えることとなります。この損害を賠償することになることも考えられます。

次に、4として、1市3町の広域ごみ焼却施設などの建設に係る基本計画作業費1,200万円を超える基本計画策定費660万円の地質調査費は、建設場所が確定していない現状の下で、このような財政規律財政起立を無視したような計画は容認できるものではないと思っております。

以上、私の説明とさせていただきます。

以上です。

議長（滝内久生君） 佐々木議員は自席へお戻りください。

提出者の説明は終わりました。

ここで、午後1時10分まで休憩します。

午後0時6分休憩

午後1時10分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

これより修正案に対する質疑を行います。

新庁舎等建設に関する質疑と広域ごみ処理に関する質疑を分けて行います。

同一議題ですが、質疑を分けて行いますので、それぞれ3回まで質疑を許します。

矢田部邦夫君、登壇願います。

〔5番 矢田部邦夫君登壇〕

議長（滝内久生君） まず、新庁舎等建設に関する質疑を許します。

質疑ございますか。

1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 修正案の提案理由ということで、矢田部議員のほうからは、仮設議場というところで3,000万円が無駄であるという提案理由の発言がございましたが、私の認識では、当局と議会の意見交換会の中で、1回目でそういった議員からの提案を受け、2回目の意見交換会の中では、当局から議場については仮設とせず、現中学校校舎に入れていくというような説明がございましたが、本修正案提案者の認識についてお聞かせいただきたいと思えます。

議長（滝内久生君） 5番 矢田部邦夫君。

〔5番 矢田部邦夫君登壇〕

5番（矢田部邦夫君） では、答弁します。

今の時点では、まだこれから先、そういう話も私も承っております。具体的な話が出ていませんので、当面は、だから、とりあえず3,000万円と今のところ含めたという経緯がございます。

議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

2番 中村 敦君。

2番（中村 敦君） 新庁舎について、修正動議のこの理由の部分について、つまりは、新

庁舎建設事業についてのその考える政策という部分について、ちょっと確認したいんですけども、まず、当局の示している現庁舎の改修と、そして、改修して、改修しなかった部分については、使えなくするのだということについては削除がないので、賛成しているのだなと。であれば、使えなくなったフロアの方たちはどこへ行けばいいのかなということですね、そこをどのように考えているか。

そして、さらにこの新庁舎設計等支援業務委託100万円、これは新築棟のほうの設計支援業務になると認識しておりますけれども、それも削除しているということは、新築棟も造ってくれるなど。では、どうしたらいいのかなと。その辺を、新庁舎事業について、どのような考えを持って、これをよせと、落とせと言っているのか。

それから、もう一つは、発議者の連名である佐々木清和議員は、常日頃、安くしろと、市民は大変な思いをしているのだから、安くしなさいということで、稲生沢中学校を活用するという部分は、まさに少しでも安くしようということで、有効利用という部分につながっているかと思うんですが、それもするなということで、ふだん言っていることと何か違う気がするんですけども、この3点についてお願いします。

議長（滝内久生君） 5番 矢田部邦夫君。

〔5番 矢田部邦夫君登壇〕

5番（矢田部邦夫君） 回答します。

中村議員の考え方は、そういう考え方だと思いますけども、それぞれ考え方は持っていると思います。現庁舎の耐震調査のことも質問がございましたけども、これは一番最初のときに、私の反対意見の中で、やらなくてもいい事業をやらざるを得ないような状況になったというのは、このことなんですよ。というのはね、市民の命を守るのが先じゃないですか、やっぱり。だから、どうしてもこれはやらざるを得ない状況になったということです。いいですかね、1問目の回答。

それから、もう1点は、新庁舎のことについては、計画がですね、最初、トータルで物事を考えてやるというような答弁が当局のほうからあったと思います。それについて、例えば部分的に話が出てきているということに対して、私は疑問を持っているんですよ。だから、新庁舎建設は、私の考え方としては、無駄になる可能性があるんじゃないだろうかというのは、中学校を改修するということを先ほどから説明していますけども、6億1,000万円もかけるのであれば、私は新庁舎にかけるべきだというふうに話していたと思います。それが私の回答です。

もう一つの佐々木議員に対する回答を申し上げますと、事業費を28億円から32億円と、これは前回と全く変わらないですよ、ほとんど。多分金額が上がっていくと思います。私が言っているのは、できるだけコスト削減をして、20億円以内で新庁舎を建てればいいじゃないかと。やり方はあるはずですよ。そのことを指して言っているんです。私の中にはそういう頭があるんですよ、できるという可能性があるということ。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって新庁舎等建設に関する質疑を終わります。お疲れさまでした。自席にお戻りください。

佐々木清和君、登壇願います。

〔6番 佐々木清和君登壇〕

議長（滝内久生君） 次に、広域ごみ処理に関する質疑を許します。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって修正案に対する質疑を終わります。

以上で、委員長報告と質疑、修正案の説明と質疑を終わります。御苦労さまでした。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第10号 下田市指定金融機関の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第10号 下田市指定金融機関の指定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第11号 下田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に

付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第11号 下田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第12号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第12号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第13号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第13号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第14号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第14号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第15号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第15号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第16号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第16号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第17号 下田市立老人憩の家設置管理条例を廃止する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第17号 下田市立老人憩の家設置管理条例を廃止する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第18号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第18号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第19号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第19号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第20号 令和3年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第20号 令和3年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第21号 令和3年度下田市下水道事業会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第21号 令和3年度下田市下水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第22号 令和4年度下田市一般会計予算及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

10番 橋本智洋君。

〔10番 橋本智洋君登壇〕

10番（橋本智洋君） 議第22号 令和4年度下田市一般会計予算、原案に賛成の立場で討論させていただきます。

まず、新庁舎建設事業関連予算の修正意見について。

まず1つ目、緊急性早期安全対策ですが、現庁舎は3棟とも耐震性がなく、危険な状態でございます。3棟全部を耐震化することは、新庁舎建設を控える中で、余計な支出で時間もかかります。ただただ、この現庁舎の最小限の耐震補強に関しては、市長、よく決断をされましたと、私は私見として評価をさせていただきます。今までの歴代の市長は、その耐震に関しては全く触れなかった。この松木市長が初めてここに触れて、やはり職員さんの安全性、そして住民の安全性を担保しようと努力をされた。非常に評価をする次第でございます。現庁舎の最小限の耐震補強と中学校を改修した先行移転は、早期に、先ほど申しました、来庁する市民、そして働く職員さんの安全を守るためには必要と考える次第でございます。

次に、全体のスケジュールと緊急防災・減災事業債でございますが、現段階で緊防債の適用期限は令和7年度末まででございます。庁舎規模の施設を造るためには、設計や工事の期間だけではなく、これだけではなく、許認可手続や議会の承認、予算、契約などもあり、各種手続があり、工期に正直余裕はないものと考えます。緊防債の適用が受けられない場合、市の負担は大幅に増えることとなります。現実的には、庁舎が建たない可能性も出てくると

思います。スケジュールに沿って計画的に進める必要性がございます。

そして、事業費の圧縮計画に関しては、当局の説明あった概算事業費より建物だけ考えると、建設工事費、これだけなら7億2,000万から11億2,000万円の圧縮、全体費用でも4億9,000万円から8億9,000万円の圧縮を見込んでおります。これは総事業費約15%から25%の削減になります。もちろんさらなる削減を求めて、私ども議員は努力をしていかなければいけない次第でございますが、余計にかかる経費もあります。しかし、それを大きく上回る削減があり、それだけ市民負担が減るということ、総事業費としては大幅な削減となります。ぜひともこの計画で進めていただきたい。

また、社会ニーズに沿った計画、SDGs、CO₂削減、環境配慮などの視点が特に求められる昨今の社会情勢において、公共事業においても行政の象徴である庁舎が、既存施設のリノベーションにより使えるものは使うという考えは、環境負荷を減らすためには非常に重要なことだと考えております。

この模範的で時代に即した人口減少や財政の圧迫など、むしろ時代を先取りした未来型の新庁舎計画だという解釈も必要でございます。今だけを端的に考えるのではなく、今後の下田賀茂地区の未来を考え、想定していかなければいけないと私は考える次第でございます。それが我々議員の責務の1つだと、おのおのの議員が自覚しなければいけない、そう考えます。

次に、ワーケーション関連の予算についてでございます。

人口減少、少子化、高齢化、産業の低迷が急速に進行している下田市においては、関係人口、交流人口の増加や企業誘致の推進が喫緊の課題となっております。一方、全国的にはICT技術、情報通信技術の発展やワーク・ライフ・バランス、この意識の高まりにより、時間と場所に縛られない地方での新しい働き方としてのテレワークを活用したワーケーションが急速に普及しております。

そうした状況の中で、我が下田市が関係人口や交流人口の増加、企業誘致による地方再生の推進に向けて、ワーケーション事業に取り組むことは時代の流れに沿ったものであり、全国的にいち早く取組を開始した下田市は、ワーケーションの先進地として、この事業を着実に着実に前進していかなければいけないと考えております。

この事業の1つとして、昨年7月、三菱地所と包括連携協定を提携し、ワーケーション施設を開設したところでございます。首都圏の多くのテナントを所有し、全国的に積極的にワーケーション事業を展開している三菱地所との連携は、事業規模、企業理念、実績、宣伝効果等を含め、下田市の連携パートナーとして適切な企業であると考えます。

また、下田市としても、三菱地所としても、これはブランド力を高める、コロナ禍における流動人口の減少に一石を投じるものだ。さらなる下田としてのブランド力をアップする、使命感をさらに持つ、責任感を持つ、そのようなやはりPRの部分に含まれた予算には表れない付加価値が生まれるものだとは私は確信しております。

今まで新型コロナウイルス感染症等の拡大により、利用率は現状非常に厳しいものです。沢登議員のおっしゃることもよく分かります。しかし、やはり今後関係者の努力をいただき、事業を成長させていただけるものと私は確信しております。

また、この契約について、今回、住民監査請求がなされ、監査により昨年度の予算措置におけるポータルサイト利用料の取扱いについて、一部地方自治法に違反する旨の指摘がされたところでございますが、令和4年度予算においては、その指摘事項について、しっかりと対応がなされるものと理解しております。

さらに、今回の監査で示された行政財産の貸付けに関わる基準の明確化についての意見に対しても、現在、所管課である財務課を中心に、基準の明確化に向けた検討がされていると聞いております。こうしたことから、今回のワーケーション関連予算については適切かつ必要である予算と考えます。私ども議員もさらなるチェックをしていくことが必要となります。

次に、焼却処理施設に関する答弁でございます。

現在の焼却処理施設は、昭和57年、40年前です。約40年前ですよ。その40年前に建設され、平成19年、20年に大改修を終えて、現在に至っております。総額で、平成31年度9,250万円、令和2年度1億100万円の焼却施設全般において、約2億円の修繕費がかかっております。このような経緯をたどり、老朽化、経年劣化が進んでいるのは明らかでございます。

そして、広域連携においては、1市3町の判断として、担当者会議の中で、それぞれの各市町の状況を踏まえた上で、既に先ほど申しました老朽化、経年劣化が進んでいるため、現施設を使い続けること、これが非常に非効率な維持管理を継続すること、そのことこそが過大な負担を強いられるということになり、さらなる大きな無駄につながります。

我が下田市の人口は、昭和50年ピーク時の3分の2の2万人を割り込み、減少が歯止めがかからない状態になっております。経済の縮小や労働者不足は、次世代に大きな課題となることは誰もが感じて、容易に認めることではないでしょうか。だからこそ施設を集約して1つにまとめる。少子高齢化、各市町の財政状況を鑑みて、広域化の判断に至っており、現在までこのような手順を報告を受けております。

現状の施設では、環境基準を満たしております。さらに環境アセスメントを実施して、周

辺の生活環境に対する影響もチェックされます。これは補足でございますが、現在の下田中学校、こちらの関係者からお話を聞きました。このコロナ禍の状況で、窓を開けて授業をしております。そして、窓を開けた状況ですんで、授業している中で、生徒から焼却場からの環境影響の声もなく、臭いもなく、そしてまた生徒さんがアレルギー、アトピー等の皮膚疾患を持っている方々の親御さん、その疾患を持っている親御さんだけではなく、ほかの父兄からも全く苦情を受けていないということを先日確認してまいりました。

そのような理由をもちまして、議第22号 令和4年度一般会計予算の原案賛成の立場での答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（滝内久生君） 次に、原案及び修正案、両方に対する反対意見の発言を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 議第22号の令和4年度下田市一般会計予算に対します修正案に賛成の立場から発言をさせていただきます。

まず、庁舎の移転先行ということでございますが、現庁舎が耐震性がなく、早急に対策工事を取らなきゃならないことは、多くの議員の納得のいくところだろうと思います。しかし、先行移転案なるものは、二度ほど議員との意見交換会をされてまいってはおりますが、全体の計画が明らかにされていない。そういう中で事業を進めるというようなことは、まさに議案として不備があると、こうまず言わなければならないと思うわけであります。

稲生沢中学校を約6億円かけて、4年、5年と耐震性があるような形にして、令和6年度に移転をするんだと。その主なるものは、根幹にある市長室はじめ、それから西館の議会が、あるいは防災対策室だと、こうなっているわけであります。そして、この中学校の跡地に造ったところから、さらに2年後の6年、7年に工事を新築の庁舎を造って、そこにさらに移転するんだと、議会や市長室や防災対策室は移転するんですよと。2回も3回も移転するようなこの案で、皆さん、果たしてよろしいのかと。議論中途の案ではないかと、こう言わざるを得ないと思うわけであります。

そして、全体計画として、どのような施設を造っていくのかということについても、基本

的な延べ床面積の総数についても非常に曖昧な形になっているわけであります。稲生沢中学校の改修棟は延べ床面積2,900平米だと。しかし、新たに造る3階建ての新庁舎の新築棟は2,500から3,000だと、こう言っているわけです。面積さえ当局は確定をしていない。その理由なるものは、やはり教育委員会やその他の上下水道課あるいは環境対策課等含めて、どうするのかという基本的な議論が終わっていない、こう言わざるを得ないと思うわけであります。

そして、さらに2.2メートルの洪水に見舞われると、こういうことが想定されている中で、中学校の1階は健診ゾーン、市民ゾーンだと。そして、新築棟はエントランスと駐車場を造るんだと。約1,500坪の1億2,000万余で買った土地は約1,500坪かと思いますが、中学校はその3倍もある。4,500坪もあるわけです。そういう状態の中に、どこにどのような配置をしていこうというような計画さえも明らかにしていない段階で、中学校の改修工事だけ進めればよいというようなことは、やはり手戻りやいろんなことの矛盾がそこに生じてくると。全体計画がない中で、継ぎはぎをするように進めていっていいということにはならないと思うわけであります。

そして、災害に強い安全な施設を造るんだと。この掲げた理念がどう実現できるのかということの説明もされていない。むしろ国道のほうから入る入り道の問題もあるんじゃないかと、こういう具合なこと指摘がされているわけであります。

庁舎への入り口がこれでいいのかというようなことも議論が尽くされていない。これがその実態だろうと思います。そういう中で進めればよいということには、やはり橋本議員、ならないんじゃないかと思うんです。

次に、ちぐはぐな先行移転案は取り下げてください、早急に検討し直す。全体計画が皆さんに提示できるような、そういう案をつくっていただきたいと思うわけであります。少なくとも二度も移転するようなことはしなくてもいいような案は、努力次第で必ずできるはずだと私は考えるものでございます。

次に、ごみ処理の問題点でございます。

橋本議員は、東京においても、ある区の焼却炉の隣には学校がありますよと。こういうことも言われておろうかと思いますが、どうして東京の方々がこの下田に避暑に来てくれるのか。一日東京に行けば、御案内のように、鼻の穴が真っ黒になって、こうくるという状態になっているわけです。夏になれば大変過ごしにくい。空気のいい、環境のいい、海の爽やかな匂いや風を感じられるこの下田に来る。東京の練馬区だったですか、この柿崎にぜんそく

の子供たちの療養施設を造ると、こういうことが行われているわけでありませう。

下田が下田である存立理由というのは、やはり美しい海や自然、そしてきれいな空気があると、こういうことが大きな特徴だろうと思います。この下田を東京となぞらえて、東京と同じ状態でいいんだと、こういう比較をすること自身が、もう全然だめな比較論だと、こう言わなければならないんじゃないかと思うわけでありませう。

そういう観点から申しますと、確かに建屋は40年近くたっております。しかし、この建屋とて雨漏りがしますので修繕はしているわけだ。そして、40年前に造ったときは、40トン炉が2つなんです、80トン。これは下田市が観光客を迎えて、10万人都市を迎えようというような時期のときであります。したがって、ロータリーキルンという炉がまずあって、そしてストーカがあるという、言ってみれば大きな産業廃棄物場の焼却炉と同じようなシステムを取っていたわけでありませう。

そして、平成19年、20年になりますと、10万人都市というような形のものでないことは明らかになってくる。現状に合ったものに、80トン炉を28トン炉、ストーカ炉を2つにするという大改修を7億8,000万ほどかけて、石井直樹市長がやってきているわけでありませう。したがって、この経過は14年しかたっていないということでありませう。

そして、市長も担当課長も、日々の年間の修繕費や維持費と建設費を比較すれば、新しいものを造ったほうが安くなるんだと、こういう言い方をしておりますが、それを比較した実質的な係数は資料として一切出していないと。そして、炉を新しくしましても、焼却炉というのは、皆さん御案内のように、例えば、バグフィルター1つとりましても、本予算で6,110万円、今年6,110万円、来年の令和5年度にさらに6,110万円かけるんだということで、債務負担行為がなされてきているわけでありませう。つまり4年ないし6年に一度は、バグフィルターのろ布は取り替えなければならないという、こういう内容のものでありませう。

新築しようがしまいが経費はかかってくるというのが、この焼却する焼却炉の持っている特徴であります。850度から1,000度近くの高温でごみを燃やし、さらに出てきたガスをさらに燃やすと。そして、200度ぐらいに温度を下げて、バグフィルター等に導いて、しかも煙突で拡散をして、害がないようにするという、こういうシステムになっていようかと思ひませう。したがって、2年目から修繕費が出てくると、こうならざるを得ないわけでありませう。新築してならし運転をしてみても、悪いところがあれば修繕をしなければならないというのが、この焼却炉の持っている特徴であります。

106億もかけて、さらに修繕費がかかるというのが、この焼却炉の持っている特徴なんで

す。それはモーターだったり、水をかける、そういう機械が当然必要になるわけですから、電気器具自身は何年かたてば替えなければならないと。新築したから10年も20年も修繕費をかけずに運転できるなんていう炉は、私の知る限り、どこにもないというのが実態であります。

そういう実態から言えば、この期間、先ほど9,251万かかると。そして、1億100万ぐらいかかったので、2年間で2億近くの修繕費がかかっているんだということを述べられたと思いますが、実態的には、炉を新しくしましても、3年目ぐらいからはこのような経費が、当然かかってくるというのが、その実態であります。

そうでないと言うならば、この40年間の経費が修繕費がどのようにかかってきたのか、どのように運営されてきたのかということが、当議会に資料として出されていなければならない。橋本議員もそういう資料を持って、比較論をして、こんだけ新築したほうがコストが下がるんだと、こういう論をぜひ展開をしていただきたいと。観念的に、新しくすれば経費がかからないんだと、こういう議論でいい悪いを当議会が判断してはいけないということは、何回何回も私は繰り返してきているわけであります。残念ながら、橋本議員も当局もそういう立場に立っていただけていない。その資料も出していない。これがその実態ではないかと思えます。

さらに、今使える15年しかたってない焼却炉をごみにして、廃棄して、捨ててしまって、新しいものを造るんだと。まず、ごみ処理から言えば、焼却施設ではないでしょう、誰が言っても。どういう具合にして、生産段階でごみが出ないようにするのか。そして、消費の段階でごみを出ないようにするのか。出るようになってしまったごみは、どうして資源化していくのかと。このことがまず第一だと思うわけであります。そして、そのごみがこのぐらい減らそう、このぐらいの量になる。その量が定まらない限り、焼却炉の規模を定めるなんていうことはできないわけです。

ところが、そういうこともせずに推測で炉の規模を決めているというのが現状ではないかと思えます。調査をしても、実質的な調査ではなく、架空の空論の調査、空論の比較論をしているというのが、その実態であります。したがって、下田中学の生徒さん方が窓を開けて授業をやっても臭いもないよと。だからいいんですよ。やはりこういうことではないかと思うわけであります。

公害施設であることは明らかであります。そのうちの6種類しか、今の法体系の中ではチェックもしないし、調べもしないという形になってるわけですから。ヒ素やカドミ、P C B

や環境ホルモン、これらのものは全く対象になっていない。こういう状態から考えれば、やはり焼却炉の建設場所はどこがいいかということを実に議論をし、探さなければならないのではないかと思うわけであります。それらの努力を全く首長間でしてこなかったということが、この形の経過の中ではあるのではないかと思うわけであります。

多くの市民が伊豆新聞を、大きな紙面を借り切ってまで訴えているわけです。この場所については疑問があります。その疑問に議会も当局もきっちりと応える姿勢が必要ではないかと思うわけであります。

そういう意味では、明日、この焼却炉が使えなくなるというわけではありません。そして現実に、当局は今使っている焼却炉から規制基準はクリアをしていますよと、こう言っているわけであります。そういうことから考えれば、早急に新炉を造らなければならないというような事情は全くない。検討する時間は十分あるんだと、こう言えるのではないかと思うわけであります。

何よりも当局が出している目標も年間1万5,800トンだと、こう言っているわけであります。今、下田市の持っている炉の能力は、年間1万7,000トンからのごみを処理することができるわけであります。何ら新しい炉を造らなくても、架空の話ではございますけども、数字的には、今ある下田の炉を大切に効率的に使えば、1市3町のごみは、新しい炉を造らなくても、数字上は下田の炉で燃やすことができる、こういう状況にあるわけであります。

西伊豆町の例を取りましても、3,000トンぐらいしか燃やしてないわけです。能力の4分の1、25%しか使っていないというのが実態です。24時間燃やせるのに、8時間しか燃やしていないというのが、西伊豆町の炉の実態であろうかと思えます。

松崎町につきましても、25・26・27年度に改修をしているわけであります。建設から22年という経過ではございますが、改修した年代から考えれば、松崎町の炉も十分使える。そして、南伊豆町の炉は、4億7,000万ほどで長寿命化計画はつくられているわけであります。できる限り今ある炉を有効に使って、100億から先の金をごみ焼却炉にぶち込むのではなく、むしろ、この1市3町、西伊豆を除いてない最終処分場をどのように確保するか。ごみ処理の全体像をどのように計画していくかということが、今課題として必要なことであって、中間施設の炉だけ造ればいいんですよと、こういうような立場はぜひ改めていただかなければならない。そういう点から、この事業を削除していただくのが最良ではないかと思うわけであります。

ワーケーション事業につきましても、国が鳴り物入りで、御案内のように、働き方改革だ

という形で進めてまいっていようかと思うわけであります。しかし、その実態は頓挫してきているというのが実態ではないかと思うわけであります。コロナがはやっていると言えば、テレワークは、まさにこのコロナのときに使われなければならない手段ではないかと思いますが、このように使われてますよというような方向は、残念ながら聞いていないというのが実態であります。掲げた目標と、その実態があまりにもかけ離れているというのが、このワーケーション拠点施設の今日の実態かと思うわけであります。したがって、それらをどう改善していくのかということは、大きな課題の下田の1つだと思います。

橋本議員が言われるように、目標どおりにそれが運営されれば、それにこしたことはございませんが、残念ながら、そのように推定をすることが、私としてはできないというのが実態でございます。以上、修正案に賛成をする意見と、橋本議員の賛成論に対する見解を述べさせていただきます。

以上です。

議長（滝内久生君） 次に、原案に対する賛成意見の発言を許します。ございますか。

12番 大川敏雄君。

〔12番 大川敏雄君登壇〕

12番（大川敏雄君） 議第22号 令和4年度下田市一般会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきますと存じます。

令和4年度の施政方針において、本年度の予算編成に関し、今後、市庁舎建設事業、広域ごみ処理施設整備事業等々、大事業を実施するに当たり、経済活動の停滞による市税の減収、社会インフラの維持更新費用の増加等、大変厳しい状況にあるけれども、第5次総合計画をその指標として、持続可能な市政運営を実現していく旨、施政方針で市長は表明されております。

また、予算編成に当たって、いま一度原点に立ち返り、最小の経費で最大の効果が発揮される効率的かつ合理的な予算にするとともに、未来につながる希望を抱くことができる予算と位置づけております。

本年度は、市制施行100年を見据えて、次なる未来に向けた一步を踏み出すことになるので、挑戦する勇気を持って、新しい政策にチャレンジしていく、そういう決意を述べられました。本年度は市長就任3年目となりますが、予算執行に当たっては、市民合意の形成に十分配慮しながら、着実に諸課題を推進していくことを強く望みます。

本年度の予算において、とりわけ重要かつ大きな事業を取り上げ、私の所見を述べさせて

いただきたいと思います。

やはり、まず第一には、庁舎建設事業です。

令和3年度実施した現庁舎安全性の調査及び稲生沢中学校の耐力度調査により、新庁舎開庁、令和8年を見据え、庁舎の利用者の早期の安全確保及び行政機能の継続を図るため、現庁舎の一部補強及び一部稲生沢中学校へ先行移転をします。

この方針に基づいて、本年度の予算の概要は第一に、現庁舎西館1階と別館を耐震補強し、利用者の安全の確保を図るため、設計補強工事、予算2,350万円を計上しております。

第二に、新庁舎の一部として利用する予定の稲生沢中学校校舎を改修するための工事設計予算2,000万円を計4,350万円を当初予算で計上しております。

松木市長の就任後、稲生沢川の洪水の想定公表、新型コロナウイルスの感染拡大による財政面の影響等々、考慮して、新庁舎建設事業を一時中断し、再検討を行ってきました。昨年9月に、新庁舎の開庁時期を令和8年度までとする条例改正を行うとともに、稲生沢中学校の校舎の全館活用と新築と整備規模の縮小化を図ることにより、概算事業費を特に圧縮をして、この提示はされました。

私は、この姿勢に対しても心から賛成をするものです。でき得るならば、私は、今、当局が提案されている事業費について、とりわけ減額する方向で、ひとつ今は下田市の身の丈に合った庁舎を造るということに全力を尽くしてほしいということを要望して、まず庁舎関係は賛成であります。

2つ目には、南地域広域ごみ処理事業でございますが、この3月議会に上程された本事業の基本構想に基づく100万円の補正予算は、令和5年度の業務開始を目指し、各町から職員派遣を受け、一部事務組合の設立に向け、南豆衛生プラントの1階に事務所として必要な什器や機器を整備することを目的にしたので、本事業を推進する第一段階として妥当なものであると、過日、議会は承認をいたしました。

このごみ処理広域化に当たっては、1市3町が協力して、まずはごみにしないように、ごみを減らす、再利用する、再循環させるを行い、ごみの減量に取り組むこと。そして、ごみとして処理せざるを得ないものは適正に処理し、可能な限り資源化を行うと。排出抑制、リサイクルに対する姿勢を明確にし、強力で推進していくことが、私は第一に取り組まなければならない課題であると認識しております。

本年度の事業費の5,660万7,000円、内容は4点あります。いわゆる、今、工事費としては、現在使用している敷根地域の周辺的生活環境に与える影響について、調査分析するために業

務委託費、2か年で6,050万ですが、本年度分として2分の1の3,025万円を計上しております。

2つ目には、施設整備基本事業業務委託として1,210万円、候補地の地質調査を行うということで660万、最適な事業方式選定に向けての調査として660万と。老朽化が進み、効率の低下した1市3町の各ごみ処理施設を集約し、環境性能の優れた焼却施設と資源化施設を1か所に整備していく本事業の適正な処理を推進するためには必要な費用だと、私は判断しております。

本事業の推進に当たって、最も重要な大切なことは、周辺の生活環境が、現在より少なくともよくなるのが最低条件でありますし、何よりも周辺住民や関係者の理解合意をいただくとともに、安心・安全を担保しなければなりません。事業執行に当たって、このことについて十分留意して取り組んでいくことを要請し、賛成の意見といたします。

議長（滝内久生君） 次に、原案及び修正案、両方に対する反対意見の発言を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。

9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） 私、ただいま御指名をいただきまして、議第22号といたしまして、令和4年度下田市一般会計予算に対する修正動議、修正案に対しまして、賛成の立場から私の意見を申し上げたいと思います。

一般会計の予算につきましては、今回の修正動議の内容は、主要として2点ございます。先ほどより発議者、それから賛成者等から説明が多々出てまいりました。私自身も一部広域ごみにつきましては、昨年度12月の定例議会の中で疑義を伴った一般質問をさせていただいておりますが、ほとんどそれに対する回答あるいは妥協案が見つかっていないというところで、今3月にまいって至るわけでございます。よって、一部その当時の疑問に対する疑念と重複する部分も少しございますが、少々時間いただきたいと思います。

修正議案、予算数字につきましては、先ほど来より事細かに説明していただいておりますので、省かしていただきます。それから、賛成あるいは修正に至る趣旨から、私の賛成意見としましての趣旨、これを中心に少し補足させていただきたいと思います。

まず、広域ごみの件でございますが、12月の一般質問の中では、真っ先に1課題として申し上げたのが、環境並びに周辺住民、それから多数集まる児童周辺に対する健康の被害とい

うおそれに対する質問でありました。その中で、改めてちょっと今回補足していきたいと思います。

あのときには述べませんでしたが、改めてこういった御意見がございますので、紹介させていただきます。まず、環境及び健康に関する安全度は、基準値をいずれもクリアしているという部分で、この事業が推進されております。さらには、基準値を超えているから全く問題ないんだと。さらには先進機械を設備することによって、さらに安全度が高まるかという思いきやのそういった雰囲気でございますが、ここに矢ヶ崎克馬さんという、これ琉球大名誉教授の理学博士の方が、バグフィルター、いわゆるごみ焼却場安全神話に対する実証対象試験及びその報告書が、東京都の健康安全センターというところで報告されております。

東京都といえば、やはり1970年ぐらいからごみ戦争と言われるほどのごみの集客地でございますから、それに対応する公害対策については、非常な多大な金額を支出しているわけです。そうした中ででき上がったのが東京都の健康安全センターでございます。この中での調査報告書としてございますが、東京都などでは年に1回程度、排ガス中の重金属濃度、公表しております。これはデータ（及び測定方法）を見れば分かるように、排ガス中の粉じんに含まれる重金属濃度、排ガス中の粉じんですね、粉じんの物質です。そこだけを測った中の、これは濃度でございますと。

実は、排出されるガスの中の気化した部分というのは、これは検出されておられません。測定されておられませんということをおっしゃりたいんだと思います。気化してバグフィルターを通過した重金属濃度はございませぬ。よって、これは似て非なるもの、これでは重金属排出の実態は分かりませぬと、こういった金属濃度調査報告書が東京都安全健康センター年報に掲載されております。

こうしたものは、かなり各学者さんや研究者の中でも、安全性に対する基準というのは出てるわけですね。前回も、私、写真をつけたもので皆様に配付させていただきましたけども、この辺がどう捉えるかという問題が、いわゆる行政、そして議会の議員もそうですが、住民、特に7か月余の乳幼児がいるところに、目の前400メートル、500メートルのところにいるところを適地とする考え方が、これは果たして基準だけクリアしているからいいのかと言えない部分に対しては、非常に疑義を抱きます。

多くの保護者の方や住民の方も、こうした検査に対する安全性の信頼度については、ほとんど御存じないであろうという思いであります。新聞報告でも最近ございませぬので、知識もなかなかないと。それに反して、先進的な機械が設置されるからいいんだという部分で安

心が先行するような空気が高まっているのではないかと思います。

遡って申し上げれば、原発の安全神話そのものがそうでしたが、やはりごみの焼却施設そのものというのは、できましたら人間の健康に対する危惧を最大限に考慮した場所の設定は必要であるというのを信念を持って訴えていただきたいと。これ応えていただきたい。一定の科学的な根拠も示していただきたいと思います。

こういったことの発展として、このほど6,000万何がしかのバグフィルターの交換、それから敷根を前提とした環境アセスメントの実施段階へ至っているわけですね。それも予算化の第一案でございますが、前にも環境アセスに対する公平性の問題と、これ公平等のいろいろ考え方ございますけども、透明性、本当にこれは環境アセスの安全性を図る検査になり得ているのかというものに対する多くの学者からの課題が出ているわけです。これは日本に限らず、世界中で出ております。

こういったものがなかなか回答が得られてないという疑義がございますので、私は、何よりもまず今回は環境アセスが、ここありきという実態の環境アセスメント制度、これは危惧するもので、よって、これはしばらく待ってくださいと言わざるを得ません。

ごみの問題につきましては、それがどうするかという問題なんですけど、種々出ているやり取りの中で、基本的に、一部賛成議員の方もおっしゃってございましたけども、将来の人口減及び企業活動の停滞、衰退に向けた行政運営の中で、こうした多大な経費を使っていくことに対する慎重度の大事、大切さと同時に、まず現況の調査が行われていないと。一部賛成議員の方は、その辺が多分出ているんだろうと思うんですが、現況の調査からはめて、それでは自前の予算の中で、力量の中で造っていくと、これが普通、常識的な発想だろうと思うんですが、あたかも106億云々何がしの新しい機械を造ることによって、地域のごみ問題を解決するんだというような、私は錯覚だと思うんですが、そこに大きな錯誤がございます。

何度も申し上げますが、先ほど沢登議員もおっしゃっていましたが、西伊豆が25%しか稼働しておりません、4分の1。全国のごみ、現在、1,062か所ございますが、こんな平均稼働率が62%ですよ。従来は70%までありました。しかし、東京都をはじめ、人口減によって、あるいは経済の停滞によって、ごみ量が毎年減ってきております。よって、62%まで落ちたがゆえに、東京都では、最大の処理能力を持ちながら、60%までごみが減ってしまって、ごみがなくて困っていると、これが現実でございます。

それでは、じゃあ下田賀茂1市3町のもはどうなっているんだという中で、先ほどの西伊豆町が25%しか使われてない。あと4分の3は遊んでいる、休ませているんですよ。しか

も、22年目ですね。一番新しいのが松崎町、これが22年目で、西伊豆町が23年目になります。それから、南伊豆町につきましても、長寿命化計画が、たしか4年前だと思いますが、そのときに、一応設計されておりまして、4億6,000から7,000万で、15年間の長寿命化ができるという回答が出ております。

下田市のごみ焼却場につきましても、先ほど沢登議員がおっしゃったように、40年ではないと。大改修が行われて、エンジンそのものは取り替えられているんだということを我々は現実論として見なければいけないと思います。

それから、この中で抜け落ちている部分が少しございまして、ごみを単純に造った時点からの寿命で測っておるんでございまして、環境省のほうも、いわゆる1970年に2,000か所以上あったごみ場があまりにも多くて、これは困ったと。大気汚染の元凶になっているんだということで、その効率化を進めたのが、現在の広域ごみ行政のガイド、指導でございます。

さらに、平成19年でしたか、環境省が、このままではごみにお金がかかり過ぎると。年間2兆円を超えておりますから、かかり過ぎるとということで、20年から25年たったごみ焼却場については、延命化、長寿命化と言い換えてもよろしいんですけども、これをしましよと、してくださいと自治体の方々は。そういったガイド指針をつくりました。現在も出ておりません。私、手元にございますけども。

こうすれば、例えば、新たに60億で新築をしなくても、長寿命化によって24億何がしでできるんじゃないでしょうかというガイド、指針を出しております。事細かな指針を出しております。それに沿ってつくったのが、先ほど申し上げた南伊豆の4年半前の長寿命化計画、これによって15年の延命ができるということです。その部分が、全国のごみ焼却場も徹底されておりまして、昨今では延命化、長寿命化は当たり前になっております。

それでは、西伊豆がちょうど23年目、松崎が22年目、ちょうど延命化、長寿命化の時期真ただ中にあるわけです。しかも4分の1程度しか使ってない。松崎は3分の1程度しか使ってない。ほとんど新品。車でいえば乗ってない車、中古車といえども乗ってない車。こうしたのが現実でございます。

ごみ減量計画につきましては、下田市も作成してまいりましたけども、真っ先に、皆様おっしゃるのがごみの減量化だと。ごみは減ってきているのか、ここ2年、3年で。ほとんど減ってないんですよ、ここ1年間でも。成果の報告書見てみてください。ごみ減ってないじゃないですか、ほとんど。報告書によると、燃えるごみというのは、ほぼ45%から全体のごみの50%あるんですが、それ自体が減ってないんですよ。これを減らせば2割は簡単に減る

数だと思います。その辺の計算がなかなか環境対策課のほうに出していただけないので、また別の機会を捉えて質問していきたいと思いますけどもね。

そうすると、現在のごみの構想計画そのものは崩れてしまう。実態があるわけです。もう一度しっかり考えていただきたいと。そういう見地から、今回は待ってくださいということで、予算の修正をしていただきたいと思います。

それから、簡単に申し上げますが、庁舎の問題も、やはり大ざっぱなお話を申し上げますと、昨年の暮れから説明を議員に対して二度いただきました。その中で、十分な議論を、それでは13人の議員の方が十分な納得いく議論や質問ができたかということ、そうではないだろうと、私自身そう思っておるんですけども。その中で示されたのは、先行移転ということでございましたけども、これ自体も、私ども回答として答えておりません、これで行きましようということで。疑念の中で説明会は幕を閉じているわけです。改めてここでやれば、こういう反対の意見になってしまわざるを得ないということだろうと思います。

簡単に申し上げますと、やはり計画というのは人口減の真ただ中であって、職員をどうする、事業の内容が変更はどうする、これらを踏まえた上で、数年後の実態に合わせた設計図をつくると。これは常識だろうと思います。しかしながら、見せていただいた中では、面積そのものは2,700平米から3,000平米が新庁舎部分、それプラス中学校ですね。そうしますと、当初の新庁舎4階建て庁舎のレベルと全く変わっておりません。面積そのものは同じです。ただ、稲生沢中学校を使うことによって、多少の補強であるから、減額はされてきておりますけどもね。思ったほどの減額、金額ではないなという気がいたします。

それから、やはり計画そのものは、全体像、皆さん、ここでいかがでしょうかということで住民にも分かるように示して、行って、初めて新庁舎部分の設計図を見せていただいて、ああ総計で、これであれば二十何億で行く、15億まで落とせるという安心感が出てくるんですけども、それがなくなると、この予算化が進行しておりますので、ここはちょっとこのままもろ手を挙げて賛成するわけにいかないということで、今回は修正のほうに賛成をさせていただきます。

以上をもって賛成討論といたします。

議長（滝内久生君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって討論を終わります。

これより議第22号 令和4年度下田市一般会計予算を採決いたします。

まず、本案に対する矢田部邦夫君及び佐々木清和君から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（滝内久生君） 起立少数であります。

よって、矢田部邦夫君及び佐々木清和君から提出された議第22号 令和4年度下田市一般会計予算に対する修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（滝内久生君） 起立多数であります。

よって、議第22号 令和4年度下田市一般会計予算は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。2時45分まで休憩します。

午後2時32分休憩

午後2時45分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、議第23号 令和4年度下田市稲梓財産区特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第23号 令和4年度下田市稲梓財産区特別会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第24号 令和4年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算を討論に付します。
まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第24号 令和4年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第25号 令和4年度下田市公共用地取得特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

6番 佐々木清和君。

〔6番 佐々木清和君登壇〕

6番（佐々木清和君） 旧グランドホテルの取得についての現時点での市当局からの提示された説明資料を前提に、反対意見を申し上げたいと思います。

11月9日、当局から報告がありまして、破産の関係で、3月3日午前11時、これ、私がネットで調べたあれなんですけども、既に進行している中で、市当局は、7月に所有者の破産手続云々と説明がありまして、これは訂正されましたけども、最初の資料そのものに、まず誤りがあったということ。それから、立入検査もしてない。グーグルの衛星写真で調べて3億から4億、これは否決されましたけども、これは議員に対しても市民に対しても大変失礼な提案です。議員の皆様も胸に手を当てて考えてみてください。こういう提案をされて何も思わないというのは、おかしいと思いますけども、いかがでしょうか。

それで、その後、2月18日に改めて提案されました、資料。そのときに私のほうからアスベストはどうなのかと。もう少し細かな調査をしなければ、市民に対して失礼ではないかという問いに対して、提案されたのは、この間のイラスト入りの資料でございました。平時は公園設備、発災直後は避難ゾーン、発災後は復旧・復興ゾーンということで、図面入りで提示されましたけども、私からすると、造らんがための案のような気がします。その典型的な例が、ヘリポートのプランなど書いてありましたけども、これは現実味のないプランで、こ

れを見て、他の平時、発災後の案も、これは実現性がないなという直感で感じました。

そんな中で、公園整備想定事業費、皆さんのところには頂いた表があると思うんですけども、解体工事一式4億から5億、これ1億も幅があります。その中で県の補助2億から2億5,000万、これ科目が不明でございます。どういうところから出なのかというのが表示されておりません。地方債2億から2億5,000万、これもどういう科目で出なのか表記されておりません。一般財源ゼロ。

S造形物にアスベストが想定されますと。ただし、市長は、この当時の建物は使われている可能性が否定できないと、再調査は必要であるということで、これ新聞にも出ておりました。公園整備費、公園として使う場合があり、金額は2億から4億、これも国・県補助1億から2億、これも科目が不明でございます。どういうところからどういう補助があるのか。地方債1億から2億、一般財源ゼロ。計6億100万から9億100万、これも非常に幅があります。国・県補助3億から4億5,000万、科目表してありません。地方債3億から4億5,000万、一般財源100万。どういう補助がどういうところから出て、1億5,000万とか2億の幅のある数字を提示して、市民に分かってくださいというのが、あまりにも無責任だと思います。

調査が不十分というのは、私の感じたところです。PCBや未確認、私から言わせれば、製造メーカーから製造年月日が分かれば、その場に入っているかどうかは分かります。そういうことも調べずに報告されて、一番問題なのは、閉館されて20年、危険だ危険だという施設であれば、この20年の間に市の担当課が所有者に、熱海の伊豆山の土石流ではないんですが、勧告したかしないかで市の責任は大きく変わります。しましたかと言いましたら、後で調べて報告しますということでしたけども、報告書は来ておりませんが、口頭で調べておりませんでした。これもあまりにも無責任じゃないでしょうか。危険であるということであれば、勧告を何回かしなければいけないと思います。

それから、市内にも廃ホテルが幾つかございますけども、これも所有者と何らかのコンタクトを取っているのか。所有者の現状はどうなっているのか。そういう情報も整理されていないようです。私のほうにもそういうデータは頂いておりません。廃ホテルが問題視されるのであれば、市内に他にそういう施設も同じような対応をして、市民に理解を得なければいけないと思うのですが、そういう資料も頂いておりません。

国・県補助金額も未確定、科目も表記されていない。金額にも幅があり過ぎます。これで市民の方、納得してくださいということは、議員として、私は市民に責任を取れません。もう少し正確な数字で、県からはこういう科目で幾ら来る。国からはこういう科目で幾ら来る。

もう少し市民の立場に立ったデータを出していただかないと、現状の資料で、佐々木議員、了解していただきますかと言われても、私は議員として責任は取れませんので。現在の市から提示されているデータについて判断をしてくださいということであれば、今のデータでは、私は反対の立場の意見でございます。

これから市が議会全員の皆さんに分かっていただけるデータを提示して、これだけのものがかかりますけども、どうでしょうかということであれば考えも変わるんですが、取りあえず、提示されたデータが非常にアバウトであります。これでは議員として正確な判断ができません。また、判断する議員がいたとしたら、それは無責任です、市民に対して。私が主張したいのは、市長、景観が問題であれば、市内のシャッター街、こちらのほうが景観が非常に悪いですね。こういうところを先に僕はやるべきだと思います。

それから、シャッターを閉めずに頑張っているお店が何軒かございます。本当に頑張っているんです。血のにじむような思いをして。グランドよりも、こういう頑張っているお店の方たちに手を差し伸べるのが市長の役目ではないでしょうか。

避難所、これはほかに十分あります。ないんであれば、これ仕方ありませんけども、避難する場所はほかにも整備されております。あえて重複する避難場所を高額な予算をかけて造るということは、私としては納得がなかなかできない。

したがいまして、新たな正確な資料、議会、市民が納得できるデータが提示されない限り、私はこのグランド問題については、議員の責任を取るという意味からしますと、現時点では反対の意見を申し述べるしかありません。

新たな資料が提示されて、いかがですかということであれば、改めて考える気持ちはございますが、現在の不正確なデータで、議会の皆さん、いかがでしょうかということに対しては、私は現時点では反対の立場を取らせていただきます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 次に、賛成意見の発言を許します。

4番 渡邊照志君。

〔4番 渡邊照志君登壇〕

4番（渡邊照志君） 私は、今定例会で、12月の時点で賛成できなかった旧グランドホテル取得に対する当局の様々な説明不足について、一般質問をいたしました。その内容は、管財人との手続、契約の段取り、現地調査の目的、事業計画、解体整備工事までのスケジュール、予算計画、返済計画、民間事業誘致、固定資産税等の取扱い、廃業をしていますホテルの3

ホテルについての今後の対応などについて質問し、それぞれの質問に対し、詳しく回答いただきました。これらの回答をいただき納得した今、私は反対する理由はありません。

何回か質問した中で大事なことは、今月、3月31日の契約の期限が迫る中、取得のための100万円の予算、公共用地取得特別会計予算を今定例会で通さねば、旧グランドホテルはあのまま永遠に残ることになります。説明不足だったこの議案に対し、当局の納得できる回答をいただいたと理解し、私、また私ともども清新会としても賛成の意見といたします。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかに討論はありませんか。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 議第25号 令和4年度下田市公共用地取得特別会計予算に反対する立場から討論をさせていただきます。

内容的にも形式的にも、まさにその議案は、議案となっていないと、こう言わざるを得ないと思います。公共用地取得特別会計は、御案内のように、公共用地を先行していこうという、こういう会計でございます。したがって、公共用地の先行取得する理由がない限り、取得してはいけないものであります。当局が勝手に1案として防災公園案を出せば、それが計画化と、こういうものでないことは明らかであります。

第5次の総合計画であるとか、あるいは市がつくっている防災計画2013のアクションであるとか、そういうものに既に計画として含まれている内容であることが必要であります。したがって、そのような内容に含まれていないものをこの公共用地取得会計で購入するということは、明らかに違法なことをやろうとしていると、こういうことが言えようかと思います。

行政裁判が起こされるような、このような措置を当局は進めようとしているんだということを議員の皆さんにまずもって御理解をいただきたいと、こう思うわけであります。そして、内容的に見ましても、佐々木清和議員が指摘するように、1案と言いながら、防災ヘリポートにはなり得ない場所だと、こういう指摘がされているわけであります。

さらに、進士濱美議員からは、津波の海水で33メートルもの津波が狼煙崎に押し寄せてくる、そういうことになれば、12メートル70しかないこの海中水族館からのトンネルの道路は、そこから鉄砲水が入ってくるんだと。津波が入ってくる。平滑川からも入ってくる。まさにこの地区の逃げることができないような状態になってしまうところであると、こういう指摘がされているわけであります。

しかも、取得価格100万円と言いながら、実態は幾らで買うのか分からない、そういう負の8階建ての旧グランドホテルを解体しなければならないという負の状態がついてくる土地であります。解体しないまでも、購入と同時に市の責任が発生するわけですから、何らかの安全対策を早急にしなければならないということは明らかであると思います。

ところが、公共用地取得会計にはそのような安全対策を想定している予算でないことは明らかであります。そのような安全対策が必要なものを公共予算取得会計で買うということが、まさに法に触れていると、考え方に、理念に触れていると、こう言わざるを得ないと思うわけであります。

そして、さらに1年後には下田幼稚園等々が廃園になるということが想定がされていようかと思えます。その上は大安寺の元グラウンドゴルフ場があったりする避難地でございますので、やはり幼稚園を市民が避難する場所として想定をするというようなことが、当然、城山公園のグランドホテルの一角を防災公園にするよりも適地が十分ある。例えばの話としても、適地が十分ある、検討できる余地があるんだと。こういうことから言えば、この土地を購入する理由は何らないと、こういうことになってまいろうかと思えます。

市長及び当局の見解は、破産管財人から買わないかと申入れを受けて、今、買えば100万円で購入できるので、その手続をしたいんですと。渡邊照志議員がそのような発言で、3月31日に間に合わせるようにするんだと、こういうことでございますが、違法なものを3月31日に間に合わせようなんて、とんでもないことではないでしょうか。

そして、管財人は、管財財産を処分換価しなければならない、お金の換えなければならないわけですので、恐らくこれが昨年の1月に話があって、12月議会で出され、さらに令和4年の当初予算が出されてまいっているわけであります。そういうことから考えれば、管財人ときっちり話をして、今、所有者としての代替えの責任を持っておりますのは、誰が考えても管財人であるということから言えば、この管財人と交渉をするということが必要ではないでしょうか。

極度額が2億円の抵当権、根抵当権がついている。実質的な担保権は幾らだと。賃借料は幾らになっているんだと。抵当権をさらに担保して10万円を借りると、こういうような形態になっているわけですので、いわゆる土地転がしの対象の土地になっていると、こういうことが想定ができるわけであります。こういう土地を下田市のものにしようというからには、きっちりそれを管理している管財人に、洗いざらし質問を全部ぶつけて、その回答をいただくと。そして、その内容を議会や市民に明らかにすると。こういうことが最低、市長とし

て必要なことではないでしょうか。それさえやっていずに買おうというようなことは、やってはいけないことではないかと思えます。

副市長に、全国的にこういう例はあるのかと。県内でも全国的にもこういう例はないと思うと。ところが市長は全国に先駆けて頑張るんだと、こういう決意を表明をされました。いいことに、頑張るんなら結構ですが、法に触れるようなことを市長たる者は頑張るのはいかななものかと、こう思うわけでありませう。

そして、何よりも安全性と、この風景をきっちり確保したい、こういうことであれば、旧下田グランドホテルにとどまらないわけでありませう。富士屋ホテルも御苑も所有者があるからいいんですよ。所有者があるという形でいうんなら、グランドホテルだって所有者がないわけじゃない、あるんです。今のところは管財人だと、こういうことになるわけでありませう。権限を持っているのは、純然たる意味での所有者はないとは思いますが、その権限を持っているのは管財人でありませう。所有者がないとかいう理由で、これを市が買わなければならないという理由には、やはりならないんじゃないかと思うわけでありませう。

既にそういう意味で、一番危険が、多くの議員が指摘してまいっておりますのは、稲生沢川河口港湾の4隻のつながれている大きな鉄製の船ではないかと思うわけでありませう。4隻のうち2隻はもう水が入っているという、こういう状態でありませう。大津波が来れば、この4隻の船が、鉄船が旧町の町並みを押しつぶしていくであろうことは、多くの議員が指摘し、県が管理しているわけですので、県にきっちり申入れをして改善を求めると、こういうことが必要だという指摘ができてきているところだろうと思えます。解決をしなければならない課題であることは明らかでありませう。しかし、これを下田市が購入して解決するんだというのは違法性があると、こう指摘せざるを得ないと思うわけでありませう。

空家対策特別措置法等ができていますから、現在ある条例や法を適用して対応する。対応できないものは法律をつくってもらえう。国や県に要望をしていく。こういう長いスパンにはなるかもしれませんが、こういう取組こそが、今、市当局及び松木市長に、私は求められているのではないかと思えます。ぜひともそういう観点から、お考え直していただきたいと思えうものでありませう。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかに討論ありませんか。

12番 大川敏雄君。

〔12番 大川敏雄君登壇〕

12番（大川敏雄君） 私は、議第25号 令和4年度下田市公共用地取得特別会計予算に賛成の立場から意見を述べさせていただきたいと思います。

昨年12月定例会におきまして、破産法による下田グランドホテルの取得に向けた用地取得の補正予算100万円について、私は賛成する立場で意見を述べさせていただきました。

当局の取得理由として、3点上げられております。第1点目は、所有者不在となる危険かつ景観を損なう建物の放置を容認することができないんだと。2つ目には、破産法の手続によれば、低廉な価格により購入することが可能性があると。3点目には、当該土地が、以前市有地であったものを昭和41年に処分したもので、公園としての、ふだん使い方や防災面で利活用も期待できることと。以上3点の理由を上げて提案がされました。

私はおおむね妥当だと判断したからであります。そのときに、私は賛成意見において、当該土地購入する場合、土地及び建物の今後の利活用について、具体的な方針、実施時期が定まっていないこと、建物の解体工事費用として3ないし4億円を想定できるが、正確さも十分でない過程でのものと言わざるを得ないので、事業概要や財源内容を市民合意を得ることができるようなものにすることを提案をいたしました。

本年に入りまして、2月18日、全員協議会における行政報告において、今後の方針として、防災機能を有する公園整備に向けた（仮称）下田公園再整備基本構想を策定するとしております。この協議会において、公園整備のイメージ、国の補助事業や起債を活用した解体工事費や公園整備費の概算事業費や全体スケジュールについて説明をいただきました。

長年にわたり廃墟として放置されている旧下田グランドホテルを景観上、防災対策上、防犯や火災防止対策上、さらには観光振興上の問題があるので、再度提案された用地取得予算100万円を私は可決すべきであると判断をしております。

よって、予算に対して賛成するものであります。

議長（滝内久生君） ほかに討論ありませんか。

10番 橋本智洋君。

〔10番 橋本智洋君登壇〕

10番（橋本智洋君） 議第25号 下田市公共用地取得特別会計について、賛成の立場で答弁させていただきます。

まず初めに、あの建物があっがいいのか、ないほうがいいのか、まずそこが原点ではないかと私は思う次第でございます。令和3年12月定例会では、私及び渡邊照志議員は、総論賛成、各論反対という立場で反対をさせていただきました。理由は、簡潔に申しますと、行政

目的が不明確、財政措置、裏づけがなく、計画性が不十分で、拙速過ぎるとの見解でございました。

その後、渡邊議員と県の市町行財政課へ伺い、どのような手だてがあるかというようなお話も聞かせていただきましたが、まずは行政目的、この行政目的がなければ何も進まないというお話、そういう見解をいただきまして、その行政目的に関して、今回、防災公園という行政目的をはっきりさせていただいた。そして、財務課長が、財源の裏づけ、再三申し上げておりました国の補助が2分の1、そして起債がその2分の1の中の9割という財政の内訳、その方向性を見いだしていただいた次第でございます。

そして、廃業後の放置されたままの旧グランドホテルは、観光、景観、環境、防災上の危険回避等、幅広い分野に悪影響を及ぼし、長年の懸案となっております。この機会を逃すと、事務処理、購入金額、そして担保権者の同意など、多くの時間、手続、経費等が必要となるため、取得が困難となり、リスクが放置されることが懸念されております。

また、私ごとでございますが、民間目線で言いますと、1年前から話があったのなら、民間のやり取りなら既に具体的に進んでいるだろうと。早く進めるべきでした。ここは、やはり反省すべき点ではないかなと、当局側に訴えたいと思います。

もちろん様々な理由があると思います。それでも、やはり初めに話があったときに、もっともっと具体的にすべきではなかったのかと、私は思います。

ただ1年も延ばしたのなら、さらに延長して、もっと具体的に詰めてからでも遅くはないのではないかと。これは問題ない、交渉ができるのではないかと、渡邊議員ともお話をしました。相談をしました。12月の段階では反対させていただきました。2月18日の全員協議会の中では、議員の皆様、賛成の方もいらっしゃいました。幾らかかってもいいからやっつけてくださいと。私の周りでは圧倒的な賛成が多いですと。また、ほとんど反対意見が市民から寄せられているというような、このようにはっきりした明確な発言された議員がいらっしゃいましたが、私も市民の負託を受けた1議員として、住民の負託を受けた議員として、様々なところに聞き取りに回りました。

まず、その中で旧町内でも様々な意見がございました。私が反対したことによって、100万円なら安い。また、何でおまえは100万円で反対したのかというような意見もございました。そのほか、ほかの地域の皆様も、あれ、そのままあってもいいんじゃないのというような意見もございました。また、旧町内の方々も、やるに当たって、お金はどうするんだと。そのような意見もいただきました。もう一つは、あの景観に慣れてしまったよと。慣れてし

まった。言われてみて初めて、ああ、そうだったねというような方もいらっしゃいました。

ただ1つ、旧町内、七軒町、坂下の住民の皆様は、やはりふだん目にしております。ペリーロードから見える景観、こちら也非常に悪いものになっております。それ以上に、危ないから何とかしてほしいという意見が、ここは本当に多数でございました。様々な意見があり、まだまだ報告、ここで言い表せない状況もございますが、やはり賛成・反対、地域性、情報の度合い、市民感情と、やはり100万円が独り歩きしていたというのが、今回の懸案ではないかなと思っております。なかなか賛成・反対は、一概では言えないものとなってしまいました。

このような様々な意見を要約し、賛成・反対の理由を消し込んでいくために、先日、渡邊照志議員が、先ほども賛成答弁をされましたが、一般質問の中で、跡地利用、スケジュール、そして財政の裏づけなど、一般質問で一定の方向性を見いだす回答をいただいたと、私は解釈しております。

防災公園という中で、先ほども申しました補助金、その財源の内訳、裏づけ、こちらも一定の方向性が見えました。

先ほど、佐々木議員がおっしゃったヘリポート設置、沢登議員もおっしゃってました。これ、まだあくまでプランの段階で、基本構想も何もできてない段階でございます。私ども議員としては、この中で、やはりしっかりと基本構想を作成していただき、そして財源の裏づけを再度またチェックし、その中で、さらに様々な問題が生じる場合は、やはり執行を留保する、そのようなこともしなければいけないかと存じます。

市民に対する責任とおっしゃっていますが、やはりこの説明をするのも市民の責任、市民から付託を受けた議員ですから、データがないから説明できないではなく、じゃあ、今、この状況で何をどうやって情報を出していくか。それは、やはりこの議会だけでもなく、当局側としっかり話をして、当局側から見解をいただき、一つ一つ潰していくということが、私は大事ではないかなと。議員としての、これ役目として思います。

当局側に、やはり要望として、さらに県の機関と密に協議し、一番いい補助金、起債を模索してください。そして、我々も含めて、市民へ分かりやすい説明、それをしっかりしていかなければいけないのではないかなと思います。

最後に、廃ホテルと呼ばれている、今、認識としては、3つのホテル、廃墟ホテルがございます。この所有権は把握しており、現時点では、管理されているという当局の見解で別扱いとなっておりますが、やはり市民感情としては、それは許されるものではないかなと。行

政としては、やはり先日、市長がおっしゃっていました。一步一步進めていくと。旧富士屋ホテル、そのほかの廃墟ホテルに関しても、所有権があるから手をつけないではなく、本当に一步一步スピード感を持って、解決をしていただきたいなと存じる所存でございます。

次の世代に先送りをしてはいけません。そのような負の遺産でございます。早急な対応、また我々もしっかりこの状況をチェックしながら進めていっていただきたいなと存じます。

以上で、賛成答弁とさせていただきます。

議長（滝内久生君） ほかに討論ありませんか。

1 番 江田邦明君。

〔 1 番 江田邦明君登壇 〕

1 番（江田邦明君） 議第25号 令和4年度下田市公共用地取得特別会計予算に対し、討論申し上げます。

令和3年12月の定例会で、私は反対討論をさせていただきました。そのときの内容は、市長が用地取得の目的として説明した危険の除去、防犯対策、防災機能の強化に対する施設の解体撤去への道筋と、その後の事業計画や資金計画について、市民が理解できるよう十分な説明に努める立場にあるに対し、そのような計画がなされてなかったからであります。

また、令和3年6月定例会での一般質問で、私は、道路及び河川の維持管理と行政代執行について当局に質問をいたしております。質問の中で、私は官公庁が創設した既存環境拠点の再生・高付加価値化推進事業、自治体やDMOが主体となり、観光拠点再生計画で観光地として景観を改善し、跡地の観光目的で活用を前提とした廃墟撤去、廃屋撤去、補助率2分の1、補助額上限1億円、こうした補助制度を活用して4つの廃ホテルについて、事業者だけに任せるのではなく、自治体やDMOといった法人をつくり、国が各観光地で抱える廃屋撤去について、こうした補助制度、再生計画を提示しておりますので、ぜひとも下田市が中心となって、この4つの廃ホテルを観光資源化していただきたいと述べております。

また、この一般質問の中で市長からは、別の手法、つまり正攻法でなく、特定空き家が、例えば、道路の拡幅によって解消される、あるいは公園の整備によって解消される、防災的な避難路、避難地の整備の中で解消される、こういったことも多様な手法としては検討すべきであろうというふうに考えております。

先ほど建設課長が申し上げたグランドホテルについても、今回、あそこは重要な避難路上に位置しているため、そうした観点から何とかできないかということは今検討しているところでございますといった答弁がございました。

今思い返すと、令和3年6月10日、私の一般質問の時点で、ある程度の話が当局には伝わっていたのかなと考えます。やはり12月定例会、3月定例会と、ここまでこの用地取得に関して議員の意見が割れたのは、当局の情報の共有が遅れたこと、そして市民への情報の開示が遅れたことに原因があると考えます。

しかしながら、私の発言した施設の解体撤去への道筋は、おおむね示されたと思います。また一般質問で私が提言した補助制度以上の社会資本整備事業補助、また起債の可能性があるということで、私は、原案に対し賛成の立場で意見を申し上げます。

議長（滝内久生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（滝内久生君） 起立多数であります。

よって、議第25号 令和4年度下田市公共用地取得特別会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第26号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第26号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第27号 令和4年度下田市介護保険特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第27号 令和4年度下田市介護保険特別会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第28号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第28号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第29号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第29号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告どおり、

これを可決することに決定いたしました。

次に、議第30号 令和4年度下田市水道事業会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第30号 令和4年度下田市水道事業会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第31号 令和4年度下田市下水道事業会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第31号 令和4年度下田市下水道事業会計予算は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

発議第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（滝内久生君） 次は、日程により、発議第3号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

11番 進士為雄君。

〔11番 進士為雄君登壇〕

11番（進士為雄君） 発議第3号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び下田市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和4年3月18日提出。

提出者 下田市議会議員 進士 為雄。

賛成者 下田市議会議員 沢登 英信。

同 小泉 孝敬。

同 鈴木 孝。

同 渡邊 照志。

同 矢田部邦夫。

同 江田 邦明。

同 進士 濱美。

提案理由。

下田市議会議員の期末手当の削減を行うため。

下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例。

（趣旨）

第1条 この条例は、下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年下田市条例第2号。以下「議員報酬条例」という。）に基づき支給する期末手当の額の特例を定めるものとする。

（期末手当の額の特例）

第2条 議員報酬条例の適用を受ける職にある者が令和4年6月において支給されるべき期末手当の額は、議員報酬条例第4条第2項の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、当該額に152.5分の15（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り上げた額）を乗じて得た額を減じた額とする。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

提出者は自席へお戻りください。お疲れさまでした。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、発議第3号 下田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。4時5分まで休憩します。

午後3時40分休憩

午後4時5分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

発議第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（滝内久生君） 次は、日程により、発議第4号 南伊豆地域広域ごみ処理施設の事業用地選定について誠意ある対応を求める決議を議題とします。

提出者の説明を求めます。

1番 江田邦明君。

〔1番 江田邦明君登壇〕

1番（江田邦明君） 発議第4号 南伊豆地域広域ごみ処理施設の事業用地選定について誠意ある対応を求める決議。

上記の決議を下田市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出者は、下田市議会議員 江田邦明。

賛成者は、下田市議会議員 矢田部邦夫であります。

提案理由は、南伊豆地域広域ごみ処理施設の事業用地選定に当たり、市民との合意形成を図るためでございます。

決議の内容でございます。

令和3年11月16日、下田市は南伊豆町、松崎町及び西伊豆町と南伊豆地域広域ごみ処理事業に関する覚書を取り交わしました。その合意事項は、広域での整備・運営を計画する一般廃棄物処理施設に関する処理方式、事務手法、費用負担割合及び施設候補地などであり、同事業で整備する施設候補地は、現下田市菅じん芥処理場用地とし、生活環境影響調査の結果を踏まえ決定するものであります。

しかしながら、南伊豆地域広域ごみ処理基本構想における事業用地の選定にいたっては、他の候補地と土地利用面、インフラ整備面、周辺環境面、防災面、経済面について具体的な比較検討がされておられません。また、現候補地に対する災害対策や交通安全対策について、その方針が示されておられません。

よって、下田市議会は下記について、下田市長に対し誠意ある対応を求めるものであります。

1. 事業用地選定について、他候補地と比較検討を実施すること。
2. 事業用地選定について、市民の理解が得られるよう誠意をもって対応すること。

なお、これらの対応方針について、速やかに下田市議会に報告するよう求めるものでございます。

決議の趣旨について補足させていただきます。

この広域ごみ処理施設の事業用地選定については、本来であれば、下田市の単独事業から1市3町の広域事業に変更した時点で、事業用地選定に新たに広域化という目的が加わったものでございます。さらには、県の方針として、将来的な1市5町での広域化も視野に入れた事業用地選定の議論が必要であり、また、必要であったと考えます。

この決議の目的は、今、下田市議会で議論されている、なぜ下田市に造るのか、なぜ敷根用地に造るのか、なぜ急ぐかといったことを1市3町の首長間や担当者だけの議論、また当

局と議会だけの議論に終わらせず、その議論の内容や比較検討の結果を1市3町の住民と共有することが必要と私は考えております。

私は、敷根候補地について、事業用地選定の過程や将来的な1市5町の広域化を考えたとき、反対の立場でございますが、現候補地に賛成する議員も現候補地に反対する議員も関係なく、二元代表制の市長を中心とする当局に対して、さきに申し上げたとおり、議論の内容について、当局と議会だけで共有するのではなく、市民に情報を開示し、情報を共有する。そうしたことを求めるのが議会の役割であると考えます。

例えばでございますが、皆さん自身の家を建て替えるとき、どうしますか。親だけで考えますか。その家が30年、50年使えるとき、子供たちに相談しませんか。50年後の家族構成や通勤・通学等の家庭環境、生活環境、自然環境の変化を考えたとき、他の場所と比較検討をしませんか。

今回の事業については、事業費で100億円強、そして関係する人口が4万人、この比較検討をすることで、敷根候補地の利点であったり不利点というものが見えてくるはずですよ。そこが見えたならば、計画の改善も必要となるでしょう。松木市長が申し上げる健全な批判精神、これを実行するには、やはり事業用地選定の比較検討が必要であると私は考えます。

以上、決議に対する説明を終わります。

議長（滝内久生君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

提出者は自席へお戻りください。お疲れさまでした。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

2番 中村 敦君。

〔2番 中村 敦君登壇〕

2番（中村 敦君） 江田議員提出の南伊豆地域広域ごみ処理施設の事業用地選定について誠意ある対応を求める決議に対して、反対の立場から、私の意見、考えを述べさせていただきます。

一言でいうと、こたびの案件については、この行政サービスにおいては、理想論よりも現実論かなというところであります。平成25年から広域化のごみ処理計画の様々な協議が賀茂郡内で行われてきました。といたしますのは、やはり人口減のこの時代においては、広域化できるものは広域化するべきであり、また二酸化炭素排出量削減という意味でも、運転の効率化を図り、地域の排出量を削減するというところに合致するからであります。

そして、ようやく合意にこぎ着けたのが、この1市3町による令和3年発行、南伊豆地域広域ごみ処理基本構想であります。この中で最有力候補地として、現敷根の現在地ということになっており、当局の説明については割愛いたしますが、そこには十分に合理性があったと判断いたします。

さらに、現在地において大きく問題が出ていない。小さくも出ていないこと。さらに、この候補地について、これから生活環境影響調査を実施し、その上でもし問題があるならあぶり出されるでしょうし、この調査結果は市民への縦覧、そして意見、市民は意見をすることもできます。

さらに隣接する南豆衛生プラント、さらには将来的には、もしかしたら下水処理場から出る汚泥の処理、そういったことの処理も併せて、新設されるごみ処理プラントにおいては、共同化される可能性もございます。また、広域化においては、排出されるごみのほぼ半量の下田から出るものであり、下田市外へ出すことは無駄な輸送コストにつながることを思います。

また、将来においては縦貫道も整備されることから、いざ災害が起こったときにも優位な土地であると。つまり合理性に併せて、優位性を併せ持った有力な候補地であると判断いたします。

では、そのような候補地があるにもかかわらず、他の候補地を非常な時間と非常な労力、つまりはお金をかけて探し、比較検討するということは、公共の利益にならないものだと判断します。今行政がすべきことは、どこにあるかよりも、毎日、下田市だけでも数十トン排出されるごみを滞りなく処理すること、さらに減量化とリサイクル率の向上だと考えます。

国連サミットで2030年までにSDGsの目標を達成すると掲げております。静岡県は、このSDGsのモデル県になると宣言しております。この下田市においても、市長はごみの減

量化と再資源化において世界のトップランナーを目指すと。世界一のSDGsのまちを目指すのだと明言しております。これこそが、今、下田市が取り組むべきごみ対策だと考えます。

この決議案には、1.事業用地選定について他候補地と比較検討を実施することと、1にございます。これについては、今のような理由で反対するものであります。

しかし、2の事業用地選定について市民の理解が得られるよう誠意を持って対応することとございます。これについては一考の余地があると考えてはおります。

今現在、この提案理由の中では、市民との合意形成を測るためとございますが、先ほど令和4年度予算は可決いたしました。まず、これが1つの合意形成である。そして、説明会を当局はたびたび開催しておりますけれども、そこに人が全然来ないではないかという批判的な意見もございますけれども、私は逆に考えております。問題がないから人は来ないのだと。つまり今すべきことは、スピード感を持って、将来においても滞りなくごみ処理ができる広域化の施設を計画をどんどん進めていくことだと私は考えております。

しかしながら、もしこれからも説明会等を開いて、その現在地を最有力候補地とすることについての合理性については、さらに説明をしていく、そのような努力は必要とは考えます。

以上をもって、本決議案に対する反対の立場からの意見といたします。

議長（滝内久生君） 次に、賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（滝内久生君） 起立少数であります。

よって、発議第4号 南伊豆地域広域ごみ処理施設の事業用地選定について誠意ある対応を求める決議は否決されました。

緊急質問

次は、日程により、緊急質問を行います。

令和3年度林地開発許可（静岡県知事権限分）の公表内容について、1番 江田邦明君の発言を許します。

〔1番 江田邦明君登壇〕

1番（江田邦明君） それでは、議長の通告に従い、緊急質問をさせていただきます。

件名は、令和3年度林地開発許可（静岡県知事権限分）の公表内容についてでございます。

まず、この件の緊急性と重要性について、皆様にお伝えしたいと思います。現在公表されております2つの林地開発につきましては、「下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー事業と調和に関する条例」に基づき、令和2年4月に下田市が不同意を通知したものであり、今後の市政に重大な事態が生じる可能性があるといった重要性がございます。

また、本公表が令和3年定例会の会期中であったため、3月定例会で一般質問に付することができず、次回6月定例会の一般質問まで相当の期間を要することから、当局と議会は互いに情報を共有する必要があり、本定例会での緊急質問について同意、緊急性があるものでございます。

質問の要旨につきましては、静岡県が令和4年3月4日付で、令和3年度林地開発許可実績（県知事権限・新規）を公表しました。公表内容は、令和3年度中に許可が下りた合計12の林地開発に係る許可年月日、申請者、開発目的、所在地、許可面積などがございます。うち2つの林地開発は下田市内を所在地とし、令和2年12月定例会で請願採択により議決された、稲生沢川上流での森林開発に関する意見書で議会が言及したものでございます。

また、この2つの林地開発に関しては、下田市議会への請願と併せて、下田市に対し、加増野・横川地区で計画されているメガソーラー開発に関する要請書が、令和2年11月に市民団体より提出されております。下田市議会は本件について早期に対応を検討する必要があることから、静岡県の審査過程における下田市の対応（意見等）、また許可に関する静岡県から下田市への報告内容、下田市の今後の方針について問うものでございます。

なお、お手元に緊急質問の関連資料ということで、下田市ホームページより印刷をしました令和3年度林地開発許可実績（A4横）並びに令和2年12月15日付で、下田市議会より静岡県知事宛てに提出をした稲生沢川上流での林地開発に関する意見書（A3横）をお配りしておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上、緊急質問に対する趣旨説明を終わります。

議長（滝内久生君） 当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（長谷川忠幸君） それでは、静岡県の審査過程における下田市の対応についてでございます。

森林法の規定に基づきまして、静岡県から下田市に対しまして、令和3年6月と12月、2

回の意見照会がございまして、これを受けて市から意見回答をしております。1回目の意見回答では、下田市自然環境、景観等と再生エネルギー発電事業との調和に関する条例、以下「再エネ条例」と言わせていただきます。で定める基準に適合していないことから、事業者に対して、不同意の通知を発していること、また、下田市水道水源保護条例についても、再エネ条例の基準を満たす必要があることから、事業計画変更命令書を発出しており、市といたしましては、今後も条例にのっとり、指導や助言、勧告等を行う予定であることを審査に際して、考慮を求める事項として回答を提出しております。

2回目の意見照会は、事業者が設計を見直したことに伴い、再度の意見照会を受けたもので、1回目の内容と同様の意見を回答しております。

静岡県からの許可に関する通知は、令和4年2月18日付の文書を受理しております。内容につきましては、静岡県から事業所宛てに発せられた通知の写しの添付がございまして、このとおり許可したというものでございました。

事業所宛ての通知には、森林法の規定に基づき、許可された旨が記載され、別記として、許可条件を付されており、開発行為に伴い発生する土砂及び伐採木が下流域への災害の発生源とならないように適切な処理を行うことなどのほか、下田市の条例やその他関係法令の遵守も求められております。

私からは以上でございます。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） 建設課のほうからは、静岡県から2月18日付の許可通知を受けて、事業主体である記載されている2者に対しまして、事業実施前に条例に基づく同意を得ることと、条例の規定に違反して工事に着手した場合には、勧告、報告、公表を行う場合がある旨の通知を令和4年2月21日付で業者のほうに送付しております。

今後も条例を遵守するよう、事業者には条例に基づいた行政指導を行う予定でありまして、引き続き静岡県と市の関係各課で協力連携を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（滝内久生君） 上下水道課長。

上下水道課長（土屋武義君） 下田市の今後の方針ということでございまして、上下水道課は、令和3年1月25日付で、下田市水道水源保護条例、それから施行規程に基づきまして、基準に適合しないものといまして、計画変更命令を発出しております。現在に至るまで同意取得に向けた計画変更の協議は行われてございません。

今後につきましては、事業者の動向を注意しながら、条例等の規定に基づきまして、肅々と対応をしていくつもりでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。2回目になります。

1番（江田邦明君） この件に関しまして、当時の小泉議員と森県議の御案内で、請願者のほうは県知事に要望書を提出されているかと思えます。その際、県知事のほうからは、住民の合意なき開発を許してはいけないと述べられているとお伺いしております。また、昨年6月の県知事選挙では、両候補者とも環境保全の観点で、メガソーラー開発については、否定的な選挙演説をされてたのを記憶しております。

しかしながら、林地開発の法律上、許可が下りてしまったということで、こちら、県の回答になるかもしれませんが、その点について、市への報告に記載があればお聞かせいただきたいと思えます。

あと、この件に関しまして、例えば、直接稲生沢川の土砂であったり、伐採後の影響を受ける稲生沢川の漁業協同組合、また海の下田市漁業協同組合、その他利害関係者には、この林地開発許可についての説明を当局からされているか、お聞かせいただきたいと思えます。

3点目でございます。緊急質問資料（A4横）の資料でございます、許可面積でございます。2つの事業の許可面積につきましては、約9.6ヘクタールと両事業とも記載がございます。このうち下田市の条例で制限されております太陽光パネルのメーターモジュール設置面積等について、何かしらの情報を事業計画予定として情報をいただいているかどうか、確認をさせていただきたいと思えます。

以上3点、よろしく願いいたします。

議長（滝内久生君） 産業振興課長。

産業振興課長（長谷川忠幸君） 林地開発の4つの条件、この基準を満たしていれば許可するものでございまして、その基準が満たしておるという判断の下、そうはいいましても、林地開発の許可条件の中に、必要に応じて地元の説明会を開催するとか、先ほど申し上げた市の条例とかを遵守することとかという条件を付して、許可をされたものと思っております。あと稲生沢川の非出資組合と、あと漁業関係者等への周知ということは行ってございません。

以上です。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） 事業者からのモジュール面積の9.6ヘクタール、9.7ヘクタールに

ついて、下げるという話は一切協議もしておりませんし、報告も受けておりません。

以上です。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。3回目です。

1番（江田邦明君） 最後、意見、要望ということで終わりにしたいと思います。

他の議案のほうでも、私から申し上げさせていただいたとおり、議会との情報共有であったり市民への情報開示、これが後々になって有効になるのではないかと思います。今回、ホームページ上の公表ということで、私のほうから緊急質問させていただきましたが、本林地開発許可につきましては、直接的な影響を受ける漁業関係者の方にいち早く情報提供していただきたいと思います。

以上で、緊急質問を終わります。

議長（滝内久生君） これをもって、1番 江田邦明君の緊急質問を終わります。

議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（滝内久生君） 次は、日程により、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付してありますように、議会運営委員会委員長から議会閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員会委員長の申出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議ないものと認めます。

よって、議会運営委員会所管事項調査については、議会閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

議長（滝内久生君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

市長（松木正一郎君） 本日は、大変貴重な御議論をありがとうございます。

年度末に当たりまして、令和4年3月31日付で定年退職となります課長級の職員2名を御紹介申し上げます。

まず、高野茂章建設課長、勤続35年。

それから、井上均市民保健課長、勤続42年。

議員の皆様方におかれましては、この2人をはじめ私どもに対して身に余る御指導、御鞭撻を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

なお、この2名につきましては、これまで培ってきた行政知識、経験を生かし、再任用職員として、来年度も引き続き下田市民のために尽力していただく予定となっております。

この後、この場をお借りしまして、本人たち2名から御挨拶を申し上げさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（滝内久生君） 退職される両課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

順次、自席で発言をお願いいたします。

まず、建設課長、高野茂章君。

建設課長（高野茂章君） 議会終了後、貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

私は、昭和62年、市役所に入りまして、土木の技術職員として入ったわけでございますが、市役所に入る前は測量設計会社に勤務し、その後、建設会社で現場監督をやっておりまして、25歳で市役所に入ってきたわけなんです、そのときは民間と比べて給料が大分下がったのを記憶してございます。

民間出身ということで、議員の中には市民感覚、民間感覚という話がありますが、自分はちょっと人一倍に持っているつもりではいたんですが、なかなか理解がしてもらえなく、残念でございます。

35年間、事業課を中心に異動して、建設課が16年と一番長く在籍しておりました。その中で、マイマイ通りだとか、みなと橋の架け替え事業なんかを携わらせていただいたところでございます。一番記憶に残っているのが平成3年の9月10日の落合の災害でございます、あのときはちょうどお昼の1時頃、下田市役所、雨も降っておらず、1本の電話が河内から電話ありまして、土砂降り、怖いから見に来てくれという話で、車に乗っていったわけなんです、本当に河内は前が見えないほどの雨で、川があふれる寸前という、本当の局地的な河内から落合にかけての雨で、すごい惨状を見た感じで、松尾とか、あの辺については、全部道路が冠水しておりまして、道路がどこにあるか分からないような状態で、自分が行った

ときはパトカーが1台ひっくり返っている状態も見ております。

その後、自分は落合復旧を任されまして、9月10日の災害から毎日残業の嵐で、ほぼほぼ1年休暇もなく働いて、すごいつらい思いしたことは覚えておりますが、その経験が自分を大きくしてくれたのかなというふうには思っております。

その後、自分がいるところについては、高野がいるところは災害が多いよといううわさも立ちましたが、そんなことは自分じゃないと思っているんですが、課長としては、防災安全課、環境対策課、建設課の課長として、この議場で6年間答弁をさせていただきました。その中の答弁では、的を得ない答弁もあったかと思しますので、この場を借りて、御容赦願いたいというふうに思います。

こうして議場に入るのも今日が最後となりますが、やはり議会对応というのは、少なからず我々はストレスがたまります。特に反問権のない我々は議員に対して意見が言えないので、ストレスが本当たまるところでございますが、明日からはストレスから解放されるのが何よりうれしいところでございます。

最後になりますが、下田市民を思うのは、議員の皆さんも我々市職員も同じ方向を向いていると思いますので、一緒に向かって頑張ってくださいと思います。本市の発展のために、議員の皆様におかれましては、健康に留意され、これからの活躍を祈念して、挨拶とさせていただきます。

長い間、ありがとうございました。（拍手）

議長（滝内久生君） 続きまして、市民保健課長、井上 均君。

市民保健課長（井上 均君） 3月定例会の御審議、大変お疲れさまでした。

大変貴重なお時間を拝借して、私ごとですが、退職を迎えるに当たりまして御挨拶をさせていただきます。

私は昭和55年に奉職いたしまして、42年間、下田市職員として勤務をさせていただいております。下田市議会本会議のほうへは平成27年から通算7年、税務課、企画財政課、機構改革を伴います総務課、最後に市民保健課の説明員として出席をさせていただきました。その間、議員の皆様には大変お世話になりまして、こうして今日を迎えられたのは、ひとえに皆様のおかげです。本当にありがとうございます。

説明員として思い出すのは、まず税務課でして、平成27年当時、国保税、それから市税の滞納額が、当時8億円、税の徴収事務の共同処理を行うために、賀茂地方税債権整理回収協議会の設立に向けた準備と皆様への説明を思い出します。

企画財政課と機構改革に伴います総務課の3年間では、様々な財政運営について、皆様の方への御説明をさせていただき、様々な御意見をちょうだいしたことを思い出します。特に、過疎地域自立促進特別措置法の指定を受けまして、過疎計画、それから過疎債の活用の計画をつくりまして、地域振興の一例として、1つには、稲梓地区の光ファイバーの整備、これにより市内の全域がデジタルの恩恵が受けられるようになったとか、これが非常に思い出します。

また、伊豆半島景観形成計画に基づいた国道136号線沿い、尾ヶ崎ウイングからアロエの里までの市有地の雑木の伐採、それから田牛の龍宮公園で発生しました倒木によります人身事故の対応、及び安全対策などを思い出します。

市民保健課では、新型コロナ対策に始まりまして、コロナワクチン対応の説明に追われました。私が退職になりますと、コロナも一息つくんじゃないかなと思って期待しているんですけども、このたびの国民健康保険税の改正、それから伊豆斎場組合の長寿命化など、様々な案件につきまして、皆様に御理解と御協力をいただきまして、本当にありがとうございます。唯一心残りは、下田市がやはり高齢化率が42%、それから後期高齢化率が23%となる中、介護予防、それから保健事業の一体的な推進、特に通い場の関係なんですけども、こういうのがまだ道半ばで退職となるところが非常に残念で、力不足を痛感しているところでございます。

最後に、皆様におかれましては、健康に御留意いただき、今後の御活躍をお祈りいたしたいと思えます。また、下田市議会のさらなる発展を心よりお祈り申し上げます。

簡単ではございますが、退職に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうも本日までありがとうございました。（拍手）

議長（滝内久生君） 御挨拶ありがとうございました。

長年にわたり、市政発展のため多大な御尽力をいただき、誠にありがとうございました。皆様方におかれましては、今後とも健康には十分留意をされて、下田市発展のため、引き続き御活躍くださることをお願い申し上げます。

長い間、本当にお疲れさまでした。（拍手）

これをもって、令和4年3月下田市議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午後4時47分閉会